

令和元年 第4回定例会

浦臼町議会会議録

令和元年12月10日 開会

令和元年12月13日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第4回定例会 第1号

令和元年12月10日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 認定第 1号 平成30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第 2号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 3号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第 4号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 一般質問
- 10 議案第46号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）
- 11 議案第47号 浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定について
- 12 議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 13 議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 14 議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 15 議案第51号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第52号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第53号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第54号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第55号 財産の取得について
- 20 選挙第11号 浦臼町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 21 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 22 所管事務調査について（総務産業常任委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	斉藤純雄君
副町長	川畑智昭君
教育長	河本浩昭君
総務課長	石原正伸君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田田帶刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹	鎌田隆司君
産業振興課長	横井正樹君
産業振興課主幹	明日見将幸君
産業振興課主幹	車田利夫君
建設課長	馬狩範一君
建設課主幹	山崎哲君
教育委員会 事務局長	上嶋俊文君
農業委員会 事務局長	大平英祐君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	西川茉莉君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和元年第4回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、令和元年第3回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

11月10日から12日までの3日間、空知町村議会議長会道外行政財政政務調査としまして、水戸市の渡里町及び飯富町を流れる那珂川のはんらんした被害地域を視察してまいりました。台風19号で河川のはんらんで集落や国道が冠水、いまだに畑は泥をかぶり、住宅も浸水被害で住める状態では

なく、大変な被害を見てまいりました。

この地域では、3カ所の無堤防地区から水があふれたとのことで、以前から国に対し築堤工事を繰り返し要望していたとのことであります。

しかし、計画には二、三十年かかるということで、治水計画の見直しが必要ではないかというところを感じたところでございます。

12日には、千葉大学の植物工場の視察をしてまいりました。先端のLED照明で野菜を育て、事業化に成功したところを見てまいりました。

13日には、全国町村議会議長会創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長全国大会がNHKホールで行われ、参加してまいりました。

以上でございます。

次に、監査委員より、令和元年9月分から11月分に関する例月出納検査及び定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、ご承知願います。

次に、所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですので、ご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

令和という新しい年も、そして浦臼町開町120年の締めのも残すところ20日余りとなってきました。これまでにさまざまな記念事業を無事実施できましたことを皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日をもって招集いたしました第4回定例会では、議案10件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明をいたしますので、十分ご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、第3回定例会以降の行政報告について、お手元の資料をごらんいただき、口頭で2点ほど申し上げます。

11月5日、6日、東京都で災害復旧促進全国大会と治水事業促進全国大会に出席、大規模な自然災害が多発したことし、被害地域の一日も早い復旧、復興のための予算確保、また国土強靱化対策強化を国に要望する決議を採択し、その後、関係省庁、また国会の先生に要請活動をしてきたところであり

ます。

11月15日、北海道ワイン株式会社の北川総務部長さんほか1名が来庁され、来年4月以後に採用したベトナム人労働者、女性4名の住宅の確保についてのお話がありました。

町としては、現状町職員住宅を提供したいということでお話をし、ご理解をいただいたところであります。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第3回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただきまして、2点につき報告をさせていただきます。

昨年度導入いたしました、本年度2年目を迎えますコミュニティースクールを活用し、小学校では昨年に引き続き、そば打ち体験と伝統芸能の授業、また11月9日には地域の皆様にもご参加をいただき、岩見沢緑陵高校吹奏楽部を招きまして、PTA連合会、教育振興会、学校運営協議会の共催による異世代文化鑑賞会が開催されております。住民の皆様に深く浸透していくことを願うところであります。

次に、11月29日開催の総合教育会議では、学校給食について、また浦臼町の教育の現状と課題について、斉藤町長と教育委員による意見交換を行い、本町の教育行政が抱える提案事項などに対する今後に向けての考え方や取り組みについての認識の共有を図ったところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 認定第1号～日程第8 認定第4号（一括議題）

○議 長

お諮りします。

日程第5から日程第8までの4件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 平成30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第2号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第3号 平成

30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については一括議題とすることに決定いたしました。

本件につきましては、令和元年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を静川決算審査特別委員長に求めます。

静川議員。

○決算審査特別委員長（静川広巳君）

それでは、決算審査特別委員会報告を申し上げます。

認定第1号より第4号までの平成30年度浦臼町各会計歳入歳出決算の認定について審査を終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告を申し上げます。

令和元年第3回定例会において、議長及び議選監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであります。

去る11月18日、11月19日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審査したところであります。

その結果、別紙のとおり報告書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略しますが、当委員会は平成30年度浦臼町各会計歳入歳出決算を認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長

質疑については、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する特別委員会に付託したため省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定いたしました。

これより、認定第1号 平成30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は、30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算について、反対の討論をいたします。

決算認定では、監査委員からの審査意見が付され、これらについても改めて読み返したところでもあります。

決算の全体では、私は数字の置き間違い、転記の間違い、それから計算方法についての若干の指摘をさせていただきました。

しかし、30年度は今年度への事業へと移りながらも、ジビエ事業にかかわった案件が予算化されておったところでもあります。

エキスポ等でのバルナバフーズへの指定業者との関係、それからその後のアイトーンへの移行がある中での審議、議論がなされたところでもあります。

結果、当該年度の執行はされないところになり、大幅な予算修正がされたところでもあります。

私は、現時点で問題点を指摘しながら、今期も来て進んでおりますが、これら事業は国の言う創生事業の大もとでありますけれども、結果的には市町村財政を圧迫するものにしか今はなっていないと考えております。

それは現時点の問題ではありますが、そもそもこの事業を採択していくこと自体、本町にとって無理があったと思いますし、現状の問題として看過できないものがあります。

年間予算の問題点のよしとする許容の範囲というのは非常に難しいとも、私、常々考えておりますけれども、この事業に対する町の執行体制、その順序の難しさ、それから大変さは理解しながらも、こうした事業への採択、予算化について、問題があったと、私は今も考えておりますので、この30年度一般会計についての予算、全体に対して反対をするものであります。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○8番（中川清美君）

私は、平成30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算認定に賛成する立場から討論をいたします。

地方自治体を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、町財政においても国の状況によっては、今後の判断が難しい状況になると予想されております。

歳入は、農業所得の増により町税が増加しております。

しかし、普通交付税においては公立幼稚園から公私連携認定こども園になった影響により前年度より減少し、特別交付税の伸びはあったものの、地方交付税全体では減少となっております。

国庫支出金は、認定こども園の管理運営に係る給付金及び雪寒機械購入事業等の充当財源が増加しております。

一般財源不足による繰り入れはなく、特定財源としてふるさと浦臼応援基金の目的基金より必要最低限を繰り入れるなど、前年同様改善が見られたところでもあります。

歳出については、ひばり団地立替事業などの普通建設事業、認定こども園の管理運営経費、浦臼消防団の消防自動車更新に係る負担金などの増加により増額となっておりますが、歳出経費の徹底した見直しや適正化計画等による公債費の繰上償還等の実施により負担軽減を図っている一方、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努められており、町の振興発展、住民福祉の向上のため鋭意努力されたものと、私は評価いたします。

実質公債費比率については、前年度よりさらに改善されておりますが、地方交付税の状況により大きく変わることから、今後とも行財政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しと限られた自主財源の確保を図り、より一層の弾力のある財政運営が図られることを期待して、平成30年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成し、私の賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。

認定第1号 平成30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。

認定第2号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。

認定第3号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願いま

す。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。

認定第4号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第4号については、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 一般質問

○議 長

日程第9、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、東藤晃義議員。

東藤議員。

○4番(東藤晃義君)

それでは、議長の発言のお許しが出ましたので、町長に質問させていただきます。

JR跡地利用についてを質問したいと思います。

私、以前もこんな質問をしたとは思いますが、なかなか話が聞こえてきませんので、もう一度させていただきます。

来年5月には廃線となるJRの跡地利用について、町としてはどのような考えがあるか。

また、代替バス交通については説明はありましたが、跡地についての説明が残念ながらありません。

また、鉄道用地に隣接する利用者から聞かれることがあるんですけど、私も答えられないというのが現実です。

今まではJRが、夜中にですけれども、除草剤を散布してくれたり、のり面の草刈りもやってくれました。

5月で廃線になりますけれども、その後、測量が終わって町の所有地になる

とは思いますが、管理をJRがしていたようなことをやっていただけなのか。

また、今後、地権者との協議はあるのかをお聞きしたいと思います。

○議 長

東藤議員の質問に対しまして、答弁を願います。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

東藤議員のご質問にお答えいたします。

平成30年12月20日にJR北海道と締結いたしました覚書では、鉄道用地はすべて町に無償譲渡されることになっております。

現時点での廃線後のスケジュールにつきましては、JRが鉄道用地の境界測量や鑑定評価を実施し、国への財産譲渡に係る認可変更等の手続を行うこととしており、譲渡の時期は廃線から約2年後の令和3年度末を目標に準備を進めているところでございます。

現在は、廃線後に実施いたします鉄道設備撤去費用の算出に係る調査業務や撤去工事の施工方法など技術的な協議を行っているところでございます。

ご質問の跡地利用の方向性につきましては、平成30年第4回定例会におきまして、東藤議員のご質問にお答えしましたが、現状としてその時点から何も進んでいない状況でございます。

隣町では農地利用を検討していることを聞いておりますが、来年度実施いたします調査完了後、住民の皆様のご意見を聞きながら、関係機関とも連携し、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今のお答えいただきましたけれど、昨年質問から何も進んでいないという答えが出てきました。

進んでいないので、私も余り質問内容が進まないんですけども、来年度は測量をやる、これも莫大な金がかかるみたいですけども、JRの方でやってもらえるんですけども、やっぱり周りの隣接する、町全体ではないんですけども、やっぱり関心があるというのが現状です。

だから、うちはくっついているけれど要らないという方もいるし、また駅から公園までサイクリングロードにきなさいと言う人もいます。

それは個々の考えですから、それはいいんですけども、あと半年後、列車が走らなくなって、すぐ線路を外すとかにはならないと思うんですけども、多分お答えの中では3年ぐらいかかるみたいですけども、ただどうなるかという最終判断まではしなくても、隣接する農地持っている方に説明を1度でもいいからしてほしいなと思います。

J R側のやり方もあるとは思いますが、なぜかちょっと我が浦臼町だけは少しのんびりし過ぎているかなと思います。

今後、5月過ぎてから説明会をやるといったら、またみんな忙しい時期にも入ります。

ぜひとも町の考えあったら聞かせてほしいと思います。

以上です。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

今現状、レールが敷いてある敷地をすべてJ Rから町に無償譲渡ということは決まっております。

そして、これは令和3年、最初のお答えでもしましたとおり、来年5月6日のラストランから2カ年ぐらいはちょっといろんなことでJ Rと町とでそういう協定を結ぶときができませんので、その間はJ Rが今までどおり除草剤をまいたり、のり面の草刈りというのはやっていただけると。

そして、無償譲渡になったときは同じように町もしていかなければいけないと思っております。

現状、レールの敷地を何かトラックを走らせるとか、今言われたようなサイクリングロードという、そういう考えは今のところさまざまな課題があって、うちの町ではなかなか難しいだろうという思いでおります。

ただ、敷地が近い人、それから農地が近い人については、これも分筆費用が莫大にかかったりするものですから、今すぐに町として皆さん方、該当者に説明を開くというものがちょっとできない状況ではありますけれども、議員のおっしゃることも十分承知をしますので、来年中にはそういった対象者にお話をしていきたい、意見を聞きたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今のお答えいただきました。

来年5月以降もJ Rが管理してくれるということで受けとめます。

いろいろと土地のことになると難しい問題がたくさんあるとは思いますが、隣接する地権者のいろいろな話も聞いて、今後進めてほしいと思います。

以上です。

○議 長

答弁いいですか。

○4番（東藤晃義君）

いいです。

○議長

発言順位 2 番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、第4回定例会におきます一般質問をさせていただきます。

1点目は、町長にJR札沼線廃止の今の現状はということでございます。

令和2年5月連休明けで廃線される札沼線ですが、既にバス転換が決まっております、試験運行が開始されようとしている現在であります、これから先について、廃線までの時間におけるイベントについてはどのような状況なのか、また浦臼町としての廃線後の利用について、現在どのような協議がなされているのか、またプロジェクトチーム的なものはどのような状況なのか、さらに立ち上げ協議会についてはどのような過程、期間を推定しているのかお伺いをいたしたい。

2点目に、広域連合、一部事務組合の今後の方向性についてであります。

行政サービスの広域化、高度化を求める動きは、いつの時代も追及されるようになったような気がします。

さらに、人口減少や少子高齢化が進む中、限られた人員や財源を考えると、効率的な事務処理は地方公共団体にとっては重要な手段となっていることは間違いないような気がします。

特に、市町村合併を選択しなかった自治体がこの環境を選び、合併以上の事務の執行を確保していく上での選択になるのであらうと思っております。

しかしながら、事務処理のあり方を考えると、人口や面積など規模の差異、また決定事項の敏速化が課題となることは常であることも事実であります。

以上のことから、将来のあり方について、さらなる人口減少、少子高齢化、また共同処理における施設の進む老朽化を考えたとき、現状を把握した上で、空知中部広域連合、砂川地区広域消防組合、砂川地区保健衛生組合、奈井江浦臼学校給食組合、西空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中北空知廃棄物処理広域連合については、どのような状況になっていくのか、また新たな広域・事務組合は誕生していくことが考えられるのかお聞きしたいと思います。

次に、新教育長にお聞きをいたしたいと思えます。

題名は「新教育長に問う」という格好いい題名なんですが、前教育長の任期勇退により年度途中ではあるが、10月より教育長としての責務をご決断いただいたことに深く敬意をあらわすところであります。

浦臼町教育理念及び浦臼町教育大綱を熟知していくことに努めていると思えますが、我が町の将来を担う子供たちに対しての取り組みを拡充していく教育行政を背負うことになり、次年度は新教育長の教育方針が打ち出されるわけですが、それに向けての思いを表明していただければと思えます。

以上でございます。

○議 長

それでは、静川議員の質問に対して、答弁をお願いいたします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

静川議員のご質問にお答えします。

まず、1点目につきましては、札沼線廃線となる令和2年5月6日までの期間におけるイベントにつきましては、本年10月初旬から札沼線ラベルの記念ワインの販売、JR北海道と連携して12月1日から札沼線記念入場券の発売などを実施しております。

記念入場券におきましては、発売から3日間で300枚を超える販売実績となっており、多くの方が本町を訪れ、町内でお買い物やお食事をいただいているという状況でございますので、さらなる町のPRや地域経済への効果を期待しているところでございます。

また、現在検討中の企画といたしましては、町内の店舗でお買い物やお食事をいただいた方へ、札沼線オリジナルの缶バッチを配付し、町内回遊を促し、販売促進を図る企画や昨年実施いたしました「エキアカリ」の開催などを考えてございます。

次に、廃線後の活用に関する協議につきましては、東藤議員へのお答えをいたしましたとおり、廃線後から譲渡までの約2年間で最低限必要な協議を進めてまいりたいと考えておりますけれども、協議会のような推進組織の設立が必要かどうかは今後の状況に応じて判断してまいりたいと思っております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

人口減少が加速的に進む中、今まで以上に広域で連携し、効率的な事務処理の遂行が必要となり、さらには新たな分野においても広域連携事業が必要となることも想定されます。

しかしながら、議員のご指摘のように共同処理施設の老朽化対策や人材不足による雇用の確保などさまざまな課題があることも承知しており、将来的には奈井江浦臼学校給食組合のように統廃合することも出てくるかと思っております。

いずれにいたしましても、広域行政の重要性は一層高まっていくと思っておりますので、今後も中長期的な視点で検証しながら、タイミングを逃さず広域連携事務について近隣自治体と協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

議員各位のご同意をいただきまして、現職に就任してから2カ月を経たところでございますが、いまだに板についておらず、周囲を不安にさせているのではと、日々、反省をしているところでございます。

次年度の教育行政執行方針に向けての思いということでございますが、勉強不足で現状に対する認識につきましても、まだ不十分な状態でございますので、言葉足らずになるかもしれませんが、述べさせていただきたいと存じます。

教育に関する分野は、学校教育はもとより、スポーツや文化・芸術、生涯学習など幅広いものがございますが、将来を担う子供たちの育成という観点からも、特に義務教育の果たす役割は極めて大きいことから、その環境づくりを進めていくことが私に課せられた使命であると考えているところでございます。

教育行政につきましては、一般行政同様、基本的には地方自治の本旨に沿って行われますが、特に義務教育におきましては、全国的に一定の教育水準の維持向上を図る必要があり、国、道、町の役割分担がなされており、財政的な裏づけがなければ、町独自の特色ある取り組みがしづらくなってございます。

そのような中、前教育長が導入され、地域とともにある学校を理念とし、今年度で2年目となります学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）やALTの通年配置、国や道教委も強く推進してございますICT環境の整備を改善を重ねまして継続的に推進するとともに、学校、教職員の理解と協力を得ながら、ふるさと教育などの特色ある教育活動の推進、子供たちの学力向上、健全育成等を図っていきたいと考えております。

新学習指導要領によりまして、令和2年度から、小学校においては、3・4年で外国語活動が、5・6年で教科としての外国語が導入され、プログラミング教育が必修化されるなど、教育内容が多岐にわたる一方、教職員の長時間勤務から、学校に「ブラック学校」という代名詞がついた状況を改善するため、本町におきましてもアクション・プランを策定してございますが、学校における働き方改革を進めていかなければならないという課題もございます。

新たな取り組みが教員の仕事に負荷をもたらすものとして、管理職の悩みの一つになっていることも考えられるところでございますが、本来、目標とすべき教育の方向性が、働き方改革の名のもとにその取り組みが阻害されるようなことは避けなければなりません。

そのため、すべてを学校にゆだねるのではなく、教育行政が取り組みの方向性を管理職とともに協議し、実施のための工夫を現場で協議していただくなどの対応につきましても、今まで以上に進めていくことが必要であると考えてございます。

学校に通う子供たちは毎年かわりますし、教職員につきましても、本町の学校につきましても、僻地校でありますことから、4年で異動対象となり、入れかわりが多い状況にあり、現状を維持することにつきましても、恒常的な努力が必要でございますが、さまざまな面でより向上するための努力、工夫をしていきたいと思っております。

子供たちは、生まれ育つ場所を選ぶことができません。少なくとも彼らが大人になったとき、浦臼町で生まれ育ったことを悔いるような環境には絶対にしたくはございません。

最も大切な教師という教育環境をよりよくし、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務し、子供と向き合う時間が充実し、学校教育の質が少しでも高められる教育環境の構築に努めてまいりたいと思っております。

次に、社会教育などの推進につきましても触れさせていただきます。

教育委員会では、生涯学習社会の形成に向けまして、町長からの委任を受けて取り組んでおります高齢者大学を初め、幼児から高齢者に至るまで、各世代の学習ニーズに即した講座、教室の開催や図書室機能の強化に取り組んできており、継続していきたいと考えてございます。

また、文化芸術活動を行ったり、すぐれた文化・芸術を鑑賞することは、心をはぐくみ、人生を豊かにしますことから、活動の支援や鑑賞の機会の提供に努めてまいりたいと思っておりますし、スポーツの振興につきましても、ふるさと運動公園、B & G 海洋センターなどの施設をよい状況で管理し、利用いただくとともに、社会教育事業による各種スポーツ教室の開催等により普及促進を図っていきたいと考えてございます。

人口減少、少子化が進行し、本町において取り組むことができる文化活動や芸術鑑賞、スポーツに限られてきておりますが、何とかして機会を維持、またはふやしたいという思いでございます。

また、本町の重要な文化財の適正な管理、郷土史料館の整備にも努めてまいりたいと考えております。

事業の実施や施設整備には、当然、財政措置が必要となってきますので、総合教育会議等におきまして、町長と教育委員会との協議、意見交換を行い、相互理解を図った上で、計画的に実施していきたいと考えてございます。

以上が、現時点における私の思いでございます。

以上でございます。

○議 長

ただいまから、暫時休憩といたしたいと思えます。

再開時間を11時としたいと思えます。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議 長

会議を再開いたします。

1点目の質問に対しての再質問はございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

札沼線の廃線の跡の関係で、いろんな部分ではさきの東藤議員には若干答

弁いただいたので、大体理解しているのですが、若干協議会について、ちょっとご質問させていただきたいと思います。

ことしの1月に、廃線後、浦臼駅周辺及び複合施設のことに関して、協議会、検討会を発足させるとなっています。

結局、この検討会は、福祉のまちづくり委員会と、それと町民から公募した、恐らく検討会で4月に検討会を設置するということになっていますので、これが今どうなっているのかもお聞きしたいのと、今回この推進組織の設立が必要かどうかというのは、この部分とさきにことしの1月にもう既に検討会を設立すると言っている部分とのこの違いをちょっとお聞きしたいです。

もうことしのこれは2月の1日にも新聞にも載っていますけれども、1月の末に検討会を設置するということで、町民から募って名簿に入っている人方もいますので、現在それが今どうなっているのか。

それと、今の説明いただいた協議会の設立が必要かどうかというのが、これどういうことなのかお聞きをいたしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

駅前整備検討委員会につきましては、非常に立ち上げてからまだ1度も会議をしておりません。

あすの夕方が第1回の会議ということをお聞きしておりますので、ここの分については非常におくれていると思っております。

また、この検討会はいわゆる駅前整備というものに特化したやつでありますので、レールの底地の跡地という、その部分を検討してもらおうという思いではありませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長

町長、協議会の方の。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

必要であればつくるという話だったと思いますので、駅前の整備検討委員会を私の言った中では、それを主に考えていましたので、そっちは立ち上げたよと。

それから、全体の協議会という意味では最初の東藤議員の答弁にもしましたけれども、来年5月6日のラストラン以降2年間かけて、いろんな人に意見を聞くと。

その中で、必要であればそちらの協議会も立ち上げるという思いでありますけれども、今のところそちらを立ち上げるという考えを持つものではありません。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

いや、ありません。

○議 長

それでは、2点目の広域連合の再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

では、今回学校給食が来年に向かって統合するという事になっておりまして、広域連携でやっているもの自体がいろんな状況にあるというのは、私も熟知しているところですが、特に今回1年ぐらい前でしょうか、私も1回質問したことがあるんですが、砂川地区の保健衛生組合の方での火葬場の関係、これもかなり前回の話では考えていくという話ですが、現在その部分は協議なされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

まだ正式に私の方にその火葬場についての話は来ておりません。

ただ、担当者の内々のところではそういう話も出ているということは聞いておりますけれども、正式なものは今のところありません。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今の件ですが、浦臼町側からの思いというものはあるのかどうかを聞きたいと思います。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

これだけ人口減少等々が進む中であって、一つの町、また二つの町だけでやるのがより高度化になるのか、効率的になるのかという話でいけば、より大きな組織が入ってやる方が絶対に効率を図れるという思いもありますし、また施設の老朽化、そういったものを考えると、なきにしもあらずといえますか、この部分についても砂川市の方と一緒にやる、そういう考えは強く持つものであります。

以上です。

○議 長

それでは、3点目の再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

3点目は質問ではありませんけれども、教育長には丁寧なご答弁をいただきましたので、大変ありがとうございます。

それでは、以上でこれで終わらせていただきます。終わります。

○議 長

発言順位3番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、質問をさせていただきます。

地域医療構想についてということでご質問させていただきます。

ことしの9月に厚生労働省は、地域ごとに効率的で不足のない医療体制の構築、また実現のためにそれぞれの医療資源をそれぞれの地域で活用し、次の時代に応じた医療を構築するためと称し、公立、公設医療機関に対して一定の条件を課し、急性的機能等に関する医療機能について、みずから分析を行い、そしてそれぞれの医療機関の医療実態や病床数の再検証を迫っているところであります。

また、その結果によっては、地域の实情に関係なくそれぞれ医療機関のダウンサイジングや統廃合を視野に進めようとしているものであります。

当町として、今後どのように医療体制の維持をし続けるのか、また近隣等々との連携をどう図っていくのかお伺いをいたします。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

9月26日、厚生労働省が地域医療構想の実現に向け、再編・統合が必要と判断した病院名を公表し、議論の活性化を促したことは承知しております。

また、空知管内で七つの医療機関が再検証要請対象となったこともあわせて確認しており、議員のご指摘にもあるとおり地域医療を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあることは強く認識しているところでございます。

町といたしましても、急性期機能を有する医療機関との連携は大事であり、当町を含めた医療圏域での協力体制を引き続き継続していく所存でございます。

また、当町における医療体制につきましては、二つの診療所を平成28年度から5年間の指定管理により、それぞれ医療法人に運営していただいておりますが、現在令和3年度からの更新に向け、指定管理者の公募を行っているところでございます。

現状では、医師の勤務状況により診療日や診療時間等の変則的運用が行われているところですが、更新に当たり週5日の診療日確保を仕様書に明記し、医療体制の維持を図る予定でございます。

ただ、道内各地でも問題となっております医師確保の難しさは当然当町にもあり、何件かの問い合わせはあるものの、積極的な打診は現在ありません。

今後、募集条件の緩和も検討しなければならない状況でございますが、両診療所の維持は町の最重要事項であります。

来年2月末の公募終了期間までに応募が来るよう、今後いろんな場所でPRに努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

今ほどご回答いただいたんですが、地域医療構想については、当町では直接の影響はないものとは承知はしておりますが、そのやり方や方法に至っては、やはり地域住民の不安はぬぐえないであろうとも思いますし、空知管内では今ほど答弁がありましたとおり、七つの医療機関ということで、隣の月形町や美唄市の医療機関もその再検証の対象になっているところあります。

また、国は地域医療構想の実現とあわせまして、医師、医療従事者の働き方改革、さらには医師の偏在対策を三位一体の改革と称し、総合的な医療提供体制の改革を推し進めようとしているところあります。

まさに医師、医療従事者の確保は当町におきましても大切な問題であり、ぜひとも実現をしていただきたいところあります。

今ほどご回答にありました医師1名、歯科医1名が指定管理者として契約を取り交わしているということでございますが、答弁の中に変則的な運用が行われ、今後週5日の診療体制の確保を図っていくと仕様書に明記をして契約を進めたいという答弁がありましたが、今までの契約の中で週5日の診療体制の契約についてしっかりと明記をされていなかったということなんでしょうか。

それともその辺については医師の弾力的な運用に任せていた状況だったということなのか、その辺をちょっとお聞きさせていただきたいということでもあります。

それと今後募集条件の緩和も検討されるということの内容でありましたが、具体的に募集条件の緩和がありましたら、お示しをいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の契約におきまして、週5日は明記されております。

ただ、議員がご指摘のとおり、それぞれの先生方の運用の中でどうしても休まざるを得ない、例えば短くしなければいけないという事情、その説明をお聞きし、いたし方ないということで今のところ進めている部分があるのは事実でございます。

ただ、実際には契約にも明記はされております。

また、緩和の部分でございますが、現在公募を行っている最中でございます。その中で今からこう緩和しますという部分をお話しできるものではございません。

今のところはあくまでもうちが当初示しましたその条件で先生に来てほしいということで、いろんなところでお願いしているのが今の現状でございます。

ただ、こういう話をしたのは、確かに今先生に来てもらう中で、いろんなご意見をいただいております。

その中では、いろんなお話、先生の方のご事情等々があります。その中で必ずしもうちの条件どおりに来てもらえるかというところには、正直なところ不安を持っている部分もございます。

ただ、今はとにかく条件的な緩和を今からするのではなく、あくまでも2月末までこの条件で来てほしいということをPRしていきたいと思っております。

ただ、この話はあくまでも仮定ということでございますが、2月末の公募の段階でどなたも応募していただければ、さすがにいろんなところで条件的なものも考えていかなければならないという意味合いがあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長

再々質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

ぜひ、医師の確保を図っていただき、町民が安心して暮らせるように進めていただきたいと思います。答弁は求めません。

以上です。

○議長

発言順位4番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

議長のお許しを得ましたので、第4回定例会におきまして、今回、私は町

長に2点のことで質問をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1点は、町の今後の収支予測とグランドデザイン事業についてであります。先日の平成30年度決算審査で示された公債費比率を初めとして、各参考数値は町財政の安定化を示していると考えます。

今まで繰上償還を押し進めてきていた町財政政策の成果と思われま

す。しかしながら、今後さらに少子高齢化が進むと考えられ、人口減少はさらに進むと思われま

す。限られた職員数で行政サービスは維持していかなければなりません。

必要なインフラ整備、福祉施策、教育政策は優先課題であると考えま

す。今後、5年後に向けた本町の将来の収支予測を伺いたいと思

います。また、今後大きな課題として予測されるグランドデザイン事業の今年度の進捗状況とその内容的にどこまでのハード面の事業規模を想定し、本町にとって可能な事業総額をどのように考えているのか伺いたいと思

います。グランドデザイン的には来年5月で廃線となる札沼線の跡地返還後の利用対策も課題であると考えま

す。跡地利用のための協議会の活動状況と進捗状況を伺いたいと思

います。最後に、両事業は互いに重複する部分があり、効率が悪いと思

いますが、それぞれ担当課が違うのはなぜなのかお伺いしたいと思

います。次に、もう1点ですが、高齢者世帯と除雪費助成事業について伺

います。平成28年度より実施している高齢者世帯と除雪費助成事業について伺います。登録制にしているとのことですが、今までの過程では、平成28年度が登録が1戸、平成29年度は登録3戸で事業額は8万円、平成30年度は登録可能戸数は145戸ありながら登録者7戸で、事業額は19万7,000円との報告がありました。

近年、この除雪については、各町村でも同様の事業が進められており、これから必要とされる事業と考えま

す。今年度より利用しやすい条件に緩和して、利用者をふやすと伺って

おります。現在の状況とどのような見直しを図ったのか伺

います。また、その申請手続並びに助成方法について伺いたいと思

○議 長

柴田議員の質問に対して答弁をお願いいたします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

柴田議員の1点目の今後の収支予想とJR跡地の利用についてお答えいた

します。初めに、財政状況の見込みにつきましては、これまでの緊縮財政の成果があり、確実に健全化法の各指標につきましては改善に向かって

依然として国からの地方交付税等の財源に依存している状況でございますので、決して安心できる状況にはないと考えてございます。

向こう5年間の財政推計につきましてはさまざまな要因があり、正確に見込むことは難しいところでございますけれども、地方交付税や人件費及び公債費など義務的経費と普通建設事業などの投資的経費を積み上げ試算をいたしますと、これまでと同様に基金からの繰り入れを行う状況となっております。

事業の実施におきましては、必要性や優先度、効果などをしっかりと検証し、事業費の平準化や圧縮に努め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

次に、札沼線跡地利用に関する協議会組織に関しましては、先ほどの静川議員からのご質問にお答えしましたとおりでございます。

以上です。

○議長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ランドデザイン事業の推進状況についてですが、今年度につきましては、ソフト事業を継続して行っており、内容につきましては、町民の方がガイドとなって、収穫体験ツアー、田園サイクリングツアーを実施し、6月にはフォーラムを開催、7月には農家説明会を行いまして、今後の事業に参加していただける方を募集したところでございます。

9月には、札幌の商店街にて農産物の直売店を出店してございます。

今後の事業予定として、冬のスノーシューツアーの実施や札幌地下歩行空間でのPR・販売会を予定するとともに、事業の推進主体となるまちづくり会社、これは仮称でございますけれども、の設立について準備していくこととしております。

ハード事業につきましては、昨年度作成した案に基づいて、必要な機能の精査を行っているところでありますので、事業総額について現時点でお示しできるものはございません。

次に、札沼線跡地利用とランドデザイン事業につきましては、お互いに情報共有をしながら検討しておりますので、今後も連携し、事業を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

柴田議員の2点目の質問にお答えいたします。

この事業は、いつまでも安心して我が家で暮らし続けるための在宅支援サービスメニューの一つとして開始し、昨年度までは雪の重さによる家屋の倒壊防止を目的とし、対象者が居住する家屋の屋根の雪おろし及び窓の明かり

とりのための除雪を対象としておりました。

3年間実施してきた中で、家屋だけでなく敷地内の除雪や車庫・物置などの除排雪も対象としてほしいといった町民の声が多く聞かれたことなどから、事業の見直しを行い、今年度から店舗兼住宅、車庫、物置、家屋前車庫前の除排雪も対象に加え、また町民税課税世帯であっても事業の対象世帯要件に該当していれば、事業の対象とすることにいたしました。

この見直しにより、対象世帯は193世帯となっております。

周知方法につきましては、町広報10月号、町内回覧文書のほか福祉灯油の申請や介護予防事業の際に対象者に直接説明を行い、事業でお会いできない対象者につきましては、地域包括支援センター職員が家庭訪問をし、不在世帯については文書によりお知らせをしております。

12月6日現在の登録申請世帯数は63件となっており、あわせて把握している請負事業者に対する説明も町職員により実施しております。

助成の手続については、請負事業者との契約を対象者自身が行い、除雪実施後、3月31日までに町に請負事業者との契約書と領収書の写し及び作業前後の写真を提出していただき、町は正当性を審査した後、決定通知書を送付し、指定口座に入金する流れとなっております。

なお、助成金額は対象経費の2分の1以内で、1世帯当たりの限度額は5万円となっております。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今回、どうしてこのような質問をしたかといいますと、確かにうちの町の財政を見たときに、それぞれ指標となる大きな4大的なものは監査報告の決算報告の中でもあったんですけど、すべてマイナスということで、将来につけて大丈夫だろうという報告があったんですけど、結局うちの町、総額的に30億円前後の予算規模なわけで、例えば今大きな災害が来ました、あるいは大きな事業を持ってきましたということで、大きく一般財政に影響するぐらいの財政力ですので、では今そこでグランドデザインという話題が出て、進捗状況の中でソフト面の進捗状況という説明は確かに受けたんですけど、心配なのは結局そのハード事業として今取り組んでいるところでお伺いしたかったわけですね。

検討委員会とハード面をやっているのは推進委員会というのでしょうか、そちらの方の話題を聞くと、例えば今休養村の耐久度が非常に問題だと、改善が必要なのではないかとということもあわせて来て、道の駅をこっちにしようか、向こうにしようか、休養村を壊して一緒に建てたらいいのではないか、その中に道の駅をつくったらいいのではないかとという案もあったりしているわけですね。

その道の駅構想の中に、いずれは後ろのJR跡地がなくなるんだから、後ろへ広げてもいいのではないかという案も出している推進委員もいるのではないかと。

だから、その委員会をそんなばらばらにやっていいんですかという疑問だったんですね。

ソフト面はいいですよ。ランドデザイン事業でコンサルに頼みながら、ソフト面でいろいろな交流人口をふやしていこうという事業については大いに応援したいと思います。

ただ、もう一つやっているハード事業に関して、余り情動的なものは私どもには入ってきませんから、どうしたいのか、一体うちの道の駅を後ろに広げたいのか、あるいは休養村と一緒にして、もう建てかえしたいのか。

もしそうなったときには、事業費は大幅なものになるのではないですかというのが今回の質問の趣旨です。

ですから、まだ現時点でお示しできるものではありませんとなっています。

ランドデザイン事業自体も3年目ははずなので、そろそろどういう方向に行くのかというのは、今年度ぐらいでは示すのではないかと思うんですけども、そこら辺が1点と、ではいつごろに示せるのかということの2点お聞きします。

○議 長

答弁願います。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

質問にお答えいたします。

線路の関係の話は検討委員会でも協議会でも出ております。

線路がなくなるのが何年後かという話をしております、今の現状の道の駅を見ていただければわかると思うんですけども、建物がいつまでもつかというところも、今基本的には大分切羽詰まった状況に来ております。

なので、その線路がなくなるまで待つのかどうかというところを検討委員さんと協議委員会でも話し合っております。

線路がなくなるまで待つのだとすれば、今の言われる線路の方の協議会の話もあると思うんですけども、今のところ線路の廃線に関係なくして、道の駅の再編については急がなければならないのではないかという話で今進めているところです。

それと線路がなくなって、後ろに行ける幅がほとんどない、もうすぐ裏ががけになっていまして、もし後ろに行くとするとな壁を建てなければならないのではないかという話にもなっております、ほぼ後ろに下がる用地としてはないというところで今検討しております。

それと温泉の方につきましても老朽化が進んでおりまして、今直し、直し、来ておりますけれども、一体いつ大規模な改修をしなければならないのかということも含めて、今回その検討委員会と推進協議会の中ではその点につ

いても説明させていただいております。

今後の維持経費のことも考えまして、二つの案を出して考えています。

ただ、どちらにするという結論はまだ出していませんで、方向性については今のところ道の駅を単体で直すという案と温泉側に全部機能を集約するという二つの案を検討委員さん、それと協議会の方で示させていただいて、今後どちらに進めていくかというのは内部協議もありますし、あと理事者の考え方もありますので、その点を含めて今後進めていきたいと思っておりますので、現在お示しできるものはないとお答えしております。

それと、いつごろに示せるのかというところにつきましても、今のと同じようなことをごさいますして、今のところいつお示しできるというものは明確にはございません。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

○3番（柴田典男君）

結局、その推進協議会で、例えば今のお話のとおり今の現状の敷地の中で道の駅をどうしていこうかという考えも一つあれば、休養村を今もう改修しなければいけないからこっちに入れようとなった場合に、推進委員会の方々だって、一体こっちにしたら幾らかかるのだろうとやっぱり心配するのではないですか。

やっぱり話し合いの基本の中で、それは当然入ってこなければいけないと思うんですね。

例えば、うわさだけ動くんですよ、そういうときってね。20億円かかります、30億円かかります。そのうわさだけ動いちゃうんですよ。

そうしたら、今度、自分たちの情報の中に、大丈夫なのとなる、そう心配される。

でも、例えばもう耐久性がなくなって、安全性がないところをいつまでもやっておくわけにいかない、改修しなければいけないというのが現実なんですよということをもっとやるのであれば、では、そういう建て方どうしたいというときに、やはりある程度の枠というのは示すべきではないかと思うんですね。

確かに、コンサルがいろいろ設計をかいている段階ですから、コンサルの会社って、では、うちの町はちょっと財政的にこうだから、これぐらいにしなければいけないのかなみたいな、やるか、やらないと思うんですよ。

もう本当に立派な設計図かいてきちゃうと思うんですよ。それが本当に見合ったものになるのかどうかというところがやっぱりありますし、そこら辺で事業規模というのは町にとって、今数字がうちの財政的にはいいんですよ。

いろいろちょっと聞きました。プライマリーバランスも1億円近い財政でいいんですよ。

ただ、私も財政についてはもっと勉強しなければいけないのであれなんで

すけれども、経常収支比率というのがある。

以前、三、四年前はうちの町、たしか85%ぐらいだったと思うんですけど、今回示された数字が80.1%なんですよ。

75%ぐらいが理想だとしたら、まだもう少し改善していくところがありますよということになる数字だと思うんですね。

今回、30年度の投資的経費というのが、これ10.6%ですよ。決算額で6億円ちょっとで、約1割なわけですよ。

今回、ひばり団地であったり、さまざまなインフラ整備をやりながら、必要経費として3億円以上はいわゆるインフラの中で使われていると。ここで1割です。

経常収支が80.1%だったとして、やっぱり将来もう少し改善していかなければいけないけれども、ここに約投資的な金額を乗せることができるのではないかと、町の方はやっぱり考えるのではないかと思うんですよ。

事業費というのがどこまでできるものなのかというのを聞いたかったですよ。うちの町を維持するのに。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

前の道の駅のときも、私が3億5,000万円ぐらいと言ったら、柴田議員が最終的に反対をされましたけれど、やはりあのとき結局5億5,000万円ぐらいにはなりましたけれども、今考えるとやっぱりあれはやっていた方がいいかなという思いはありますけれども、ただここで10億円ですよ、15億円ですよというのがやっぱり一人歩きするんですよ。

ある程度の会社に頼んで、こういう建物にしたら、このぐらいかかるというのはやっぱり出してもらわないと、これも前の二の舞いを踏みたくないので、今それをどうやっていくかということでもあります。

それから、財政状況というのは非常に難しい、いろんな要因がありますので、今はうちの町も基金全部で30億円ぐらいはありますけれども、それをもって裕福な町かといったら、それはまた違う問題でありますので、そこは慎重に考えていかななくてはいけないと思います。

○議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

やっぱり、うちの町、高齢者率が46%ぐらいが来て、特に高齢者の方々、ひとり暮らしの方々もふえてきたということで、雪おろしに関して、非常に苦痛に思っておられる方がいらっしゃる。

今回、大変登録者数がふえた。193世帯の対象世帯であって、63件ということですから、今までに比べるとダントツで大分ふえた。それぞれ課

の方が努力されたのだと思うんですけども、ここで聞きたいのは、3月31日までに町に請負事業者との契約書、それから領収書の写し、及び作業前後の写真を提出していただくということになっているんですけども、高齢者の方、本当にもう80歳も超えたようなおばあちゃんがカメラ持っているとは思えません。

一つとして、請負業者となると、浦臼町でいえば建設業者的なもので限られてくると思うんですけども、例えば、ばあちゃんがちょっと屋根の雪おろし頼みたいんだよね。近所の方々が三、四人でグループになって、よし、あそこ手伝ってあげようというときに、町の助成は出ますかというのが質問の一つとしてお聞きします。

それから、雪おろしに関して、うちの町は有償ボランティアというのがありますよね。

それから、社協で晩生内のワークセンターを頼んで、除雪をしているところもあります。

今回、町が助成しますよということで、こういう助成の補助事業をしています。

結局、ばあちゃん、じいちゃんがいたとします。雪おろしを頼みたいと思ったら、3カ所になるのね。その横のつながりがあるのかというのを2点目にお伺いします。

3点目に、このさっき作業前後の写真、何とかこういう手続的なものを簡素化できないでしょうかということをお聞きしたいと思います。

結局、さっきも言ったとおり、頼まれてやっている方々は登録していなければ、結局そのおばあちゃん、助成ももらえないで除雪を頼むわけなんですけれど、一つこういう心配をしている人がいました。

写真は雪はねする方が撮ってあげよう、雪はねする前もね。ここは補助受けられる家だから、だから雪はねする方が写真を除雪する前に撮って、その後撮ってやるから、例えば、ばあちゃん、いいよという言い方をする。

それは誤解をしていたのだと思うんですけど、百九十何戸の対象者というのは所得的に問題があるから補助をくれるんだという業者の間違った認識を持っている方もいたんです。

だから、雪はねしてもらおう人が補助してもらおうならいいですよ。自分で写真撮れというなら写真撮らなければいけないんですけど、雪はねすぐ側が写真撮りますからいいですよという状況もあるはずなんですよ。現状の中に。

そうしたら、それはプライバシー保護の観点でいいんですかということですよ。

この家はこういう状況なんだということを業者の方に示しちゃっているのか、そういう形になるのではないですかという心配です。そこら辺で再質問をお願いします。

○議 長

答弁願います。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

まず、1点目の近所のグループの方が何人かでグループになって行うのは構わないのかという部分なんですけれども、現在答弁にもいたしましたとおり、25軒ぐらいの請負事業者に対して町職員の方から説明を行っています。

御存じのとおり、町の内部では5社ぐらいしか会社というものは現在説明しているところはありません。

ほかの20軒余りについては、個人またはグループという形で除雪をしていただいている方に説明をしている状況です。

代表の方に契約のトップになっていただくという形で説明をしてございます。

2点目の雪おろしに関するメニューが三つあるというお話でしたけれども、社協の方で行っている有償ボランティアにつきましても、生活支援事業ということで行っている除雪サービス、あとこの事業があるんですけれども、それぞれ対象者が微妙に違うところがございます。

こちらの理解では、この事業には課税、非課税を問わないとしましたので、さっきおっしゃっていたちょっと勘違いの部分というのはどうなのかなと思いますけれども、今年度から課税、非課税を問わないという形になっていますので、例えば公営住宅の前を押してもらおうという形のお願いを業者に行っているという場合は、1軒幾ら当たりと契約しているはずですので、その領収書等をいただいて、町の方で半額の助成をするという形をとっていますが、家の前までは持って行ってくれないんだよという方については、1回当たり30分以内1,000円の除雪サービスの方ですね、それは65歳以上の方がOKなので、そちらの方を運用されている方もいらっしゃいます。

実際、住民の方も各事業を使いながら、行うという形で、こちらの方に相談に見えた方には説明しているところです。

社協の方の有償ボランティアサービスにつきましても、これ、小まめなサービスということになりますので、たしか30分以内300円という価格設定をしていますので、社協の方でマッチングしていただいて、それでこちらのさっき言った2事業に合わない人、対象にならない人については、そちらの方を利用するという形をとっているとこちらは把握しています。

それと、3点目の写真につきましては、現状、行っていただいた事業者さんが提出していただく形になるかとこちらでは思っています。

高齢者の方々が写真を撮るというのはきっと無理だろうということもありますので、先ほども言いましたが、二十何業者と説明をしましたが、それに写真をこう撮ってほしいということをお願いして、了承を得ているところでもあります。

ただ、雪だけの写真を撮られても、どこを撮ったのかわからないので、家の前なら家の前とわかるような写真であれば結構ですという、屋根の上な

ら屋根の上という形でわかるような写真を提出してくださいということでお願いしているところではございますが、今回この事業を始めた初年度ということがございますので、やってみてちょっと手続の部分で検討をこれからもしていかないといけない部分があるかもしれないとはこちらでも感じているところがございますので、今後また検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

たぶん、社協がやっている有償ボランティアの条件的なもの、町の条件的なものが重なって、誤った情報が流れても、これまたプライバシー的に困ることもあると思うので、こういう例えば同じ30分やっても1,000円と300円で差が出たりするわけですから、では、私たちはどこに頼めばいいのと、やっぱり考えるお年寄りもいるのではないかな。

だから、何とか簡単に、年配の方々が、いや、私、頼みたいんだよね。簡単に電話1本したら、では、あなたはこちらにお願いして、はねてもらえるようにしましょうかという、簡単にすることがすごくこういう事業って大事なのではないかなと思うものですから、ぜひとも町民の理解を得ながら、頑張ってくださいなと思います。

以上で、終わります。

○議 長

質問は。

○3番（柴田典男君）

いいです。

○議 長

答弁いいですか。

○3番（柴田典男君）

はい。

○議 長

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後1時30分から再開といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時25分

○議 長

全員がそろっておりますので、休憩を閉じ会議を再開したいと思います。

それでは、発言順位5番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

ただいま、議長より発言の許しをいただきまして、町長に、町営バス、また公共交通関連で2点ほど質問させていただきます。

砂川市立病院受診者が帰る際、砂川市立病院前発中央バスが遅延し、奈井江駅で浦臼町営バスとの乗り継ぎが間に合わず、乗れないということが発生しております。

町にも町営バスの時間をうまく合わせているようですが、主に砂川市への利用はバス停のある砂川市立病院前だと思うので、中央バスに合わせてはいかが。

また、町営バスの発着時間も検証したところ、よくできているとは思っております。

砂川市立前12時30分発、奈井江駅12時47分着の中央バスが15分前後遅延することがあります。

奈井江駅13時00分発浦臼町営バスに数分おくれで乗れない事例が発生しております。

そのため、タクシーでの帰宅を余儀なくされるということが時々あるようであります。

その際の救済処置として、中央バスには遅延証明書を発行していただき、タクシーで帰宅後、代金の助成かもしくは町営バスの発車を12時47分着中央バスの乗り継ぎ便として到着までするまで待ってもらうか、いずれかの方法で帰宅に便宜を図ることはできないか。

この13時00分発の町営バスに乗れないと、次は16時10分まで待つことになるので、町長はどのように対処を考えていただけるのか伺いたいと思っております。

2点目です。奈井江行き町営バスの増便についてであります。

近年、免許証の返上者がふえ、公共交通に依存している住民、高齢者がふえており、奈井江町行き町営バスの朝の増便、午後の増便を砂川市立の受診者は望んでいる。

町営バスを十分に活用し、町民の足を確保することで、住民の声にこたえていただきたいため、バスの運行についての改善策を町長に伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○ 議 長

野崎議員の質問に対するの答弁をお願いいたします。

石原課長。

○ 総務課長（石原正伸君）

野崎議員の1点目のご質問にお答えいたします。

現在運行しております町営バス奈井江線のダイヤにつきましては、JRとの接続を基本としながらも、中央バスへの接続についても考慮して組んでございます。

議員がご指摘のとおり、中央バスが遅延することにより乗り継ぐことができないケースが発生することがあるかと思いますが、乗り継ぎ便として中央バスが到着するまで待つということは、定時運行を行っていることからできかねますので、奈井江駅13時ちょうど発の便を10分程度おくらせるなど運行事業者と協議を行い、調整を図ってまいりたいと思います。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

砂川市立病院に向かうダイヤといたしまして、朝の便は浦臼駅発7時1分の便に乗車しますと、奈井江駅発7時29分の中央バスに乗り継ぎ、病院前のバス停に7時46分に到着いたしますので、8時15分の受け付け開始に十分余裕を持って到着することができます。

また、次の便の浦臼駅発9時20分の便に乗車し、奈井江駅発10時10分の中央バスに乗り継ぎますと、病院前のバス停に10時28分に到着することができます。

また、午後からの受診につきましても、浦臼駅発12時10分の便に乗車し、奈井江駅発12時41分の中央バスに乗車しますと、病院前のバス停に12時58分に到着いたしますので、13時15分の受け付け開始に合わせたダイヤとなっております。

便数は限られておりますが、受診者の足は確保することができているとの認識でございます。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の再質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

ただいまの事例は、乗り継ぎがいつも合わないわけではないと思っております。

ですが、高齢者にとって、間に合わないで待つというのは疾病を抱えた中で大変なエネルギーが必要だと思うし、次のバスが3時間10分待ちという長期の待ち時間になってくる。ぜひそういう件を是正していただきたいと思っております。

今の答弁を見ましても、一定の配慮をくださっているのかなと思っておりますが、地域公共交通の便利な乗り継ぎ便を常に、わずかな本当に人口しからない町でございます。ある程度金銭がかからないのであれば、十分な対策をとって、ダイヤを組んでいただき、利便性を図っていただきたいと思っております。

また、運行事業者との協議を行うということも入っていますが、最近何か人口減少により利益が出ないという中において、事業者の方がちょっと行政より優位に立っているのではないかな、そのために住民の不自由さがちょっと際立ってきたのではないかなと私は考えるところであります。

その件につきましては、ぜひ担当部署職員さんは運行事業者さんと、確か

に民間ですから、採算とれないところは走れないというのは、それは言い分
かもしれませんけれど、イの一番に考えなければならぬのは地域公共交通、
住民の足でございます。

そのためには、ぜひ業者と十分な意思の疎通を図り、またどうしても事業
者ができないと言うのであれば、その妥協点を上手に探して、そして組み合
わせてほしいなど、そのように思っております。

答弁を求めます。

○議 長

簡潔にちょっと、何を質問されているか、もう一回お願いします。

○2番（野崎敬恭君）

答弁では、主に10分間ダイヤをおくらせるということで、まあ、ある程
度の答弁はいただいております。

その運行事業者との協議の件ですね。もうちょっとしっかり協議をして、
タクシーにしても、それから町民の足が最近ちょっと不自由になったという
声が聞こえていますので、その件の業者との調整の件でございます。理解で
きますでしょうか。

○議 長

それでは、答弁お願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

すべての乗っている方にバスの遅延の状況において対応するというのは難
しいと思っておりますけれども、何とかできる範囲で乗る方の利便性を少しでも上
げるように、余り待つ時間がないようにということはこれからも検討してい
きたい。

それから、事業者の優位性という話ですけれども、町としては事業者に委
託をしておりますので、事業者が乗る方が減って、収入が減るとか、そうい
ったことでサービスが悪くなるということは毛頭ないわけでありまして、
どの点を委員がおっしゃっているのか、ちょっとわかりかねますけれども、
うちとしてはそういうことでこれまでもやってきているつもりであります
し、これからもそのつもりであります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

ちょっと私も久しぶりの質問で、ダブっていたところがございますけれど、
深夜のタクシー、この件とはちょっと離れてくるけれど、全体として、事業
者が協議の中で、町長も前回も答弁していたように、事業者の意図を酌むこ
ともあるという答弁がありましたので、余り今回も運行业者と協議を行い、
調整を図るということになっておりますけれど、またこれが余り事業者の方

に、運行の方にあれすると、住民の利便性が図られなくなるのではないのか、そのような心配の中での質問でございました。理解できましたでしょうか。

運行事業者との協議をしっかりとやっていただきたい、そういうことでございます。

答弁もらおうかな。できますか、町長、答弁。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

タクシーについては、純然たる民間活動ですので、そちらについて町が、確かに土日がないということは非常に我々にとっても不便ですけれども、それは民間の活動ということで理解をしてほしい。

それから、10分ほど何とかしながらという話をされたと思うんですけども、その点については業者とよく話し合っ、今の体制で運転手の状況等もありますので、そういう10分、20分早めたり遅くすることが可能かどうかも含めて検討していきたいと思ひます。

以上です。

○議 長

それでは、2点目の再質問でございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

町営バスの増便の件でございます。ちょっと1件目とダブってるところもあるかもしれませんが、浦臼奈井江間の増便で広域の総合病院の通院のためきめ細やかな交通の確保、また町営バスを有効に活用していただきたいということでございます。

できれば、朝の便は大體いいとこできてはいるけれど、午後の便ですね、13時から16時までの3時間10分待たなければならぬというところは、恐らくこれは増便が必要な場面ではないのかなと思っております。

また、ことし3月末現在で高齢化率は44.07%という3月現在でございますけれど、超高齢化時代に急速になってきます。このことは免許証返納も相まって、地域公共交通が本当に必要なことを物語ってくるのではないのかなと思っております。

真剣に高齢化時代に向けたまちづくりを進めていかないと、高齢者の流出はさらに進み、公共機関、行政機関の要らない町になってしまうのではないかと危惧するわけでございます。

そういう面で、特に午後の便ですね、この3時間10分の空白を埋めるようなことには、どうでしょう、なりませんでしょうかね。答弁よろしく願ひいたします。

○議 長

答弁願ひします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

ただいまお話がありました午後の便ということですのでけれども、13時発の後の便につきましては、浦臼町から出ます7便、そして奈井江町から戻ってくる8便、折り返し便となっております。

この2便につきまして、少し時間を早めるということも可能かとは思いますが、運転手の時間帯とかいろいろな業務とかけ持ちながら調整をして運行してございますので、その他の業務と時間がかぶることによって、人件費、もう1人、雇用が必要だとか、いろいろな部分で検討する必要がありますので、そのあたりは業者さんと協議をしながら進めていきたいと思っております。

ただ、便数を動かすことによって、今利用している方が今度その時間帯に利用できなくなるという、反面、そういったところもございまして、実際のあたりがいいのかということころは、なかなか決めかねるところもございましてけれども、先ほど説明いたしましたとおり、行き帰りの便というのはしっかりと乗り継ぎをできるような形で、最初の待ち時間で設定をさせていただいておりますので、病院のそのかかる時間とか、読めない部分もあるとは思いますが、できるだけこういった公共機関の時間帯を見ながら、予約をしていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

病院にかかる高齢の方も、病院のドクターに対して、何時の便で帰るので、ちょっとお願いしますと、結構そのようにお願いしたり何かして、合わせてバスに間に合うように調整しているみたい、話聞いたところ、そういう方もおられました。

それはみんながやっぱり上手にそのようにやりながら、恐らくやっているのだと思います。

行政もそれに合わせて、曲げないように本当に皆さんの利便性のいいように、この町で本当に最後まで住めるような快適な町になるように、若干のコストはやむを得ないのではないのかなと思うので、余りコストのことを言われたら何もしないということになるので、一番心配されるのが、お金がないと言い出すと、仕事しなくてもいいということになるのではないかなと心配しているわけで、ぜひ最良のコストで最大の効果が得られるように頑張ってくださいと思います。

これに対しては答弁は要りません。

以上でございます。

○議 長

次に、発言順位6番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

令和元年第 4 回定例会におきまして、町長に 3 点の質問をいたします。

まず、1 点目であります。

J R 廃線に伴う代替バス及び地域公共交通の充実。

ことし 9 月 3 0 日から 1 0 月 2 日に行われた住民説明会では、3 カ所で合計二十数名と少ない参加でありました。

これでは十分に説明をしたことにはならないので、フォローが必要と思われますが、説明会で住民から出た意見などをどのように考慮したかの報告はありましたか。

実際に、利用する可能性の高い高齢者などの参加が少なかったと思いますが、老人クラブ総会などでの追加の説明会は予定していますか。

J R が廃止されても、代替バスになることで地域公共交通が充実し、利便性が向上しないとならないと思いますが、説明会の参加者が少ないのは日時の設定が適正であったかどうかという問題もありますが、利便性が向上するだろうという期待を持ってないという町民のあきらめの気持ちがあらわれているようで、私は残念でなりません。

それでは、代替バスの運行案についての質問であります。

1、J R だと現行は 6 便ありますが、代替バスでは 5 便に減らされております。月形から当別間は現行より 2 便ふやし、早朝便を充実させています。

浦白月形間も早朝便、あるいは最終便をふやして、現行並みの便数にすることを考えてはどうでしょうか。

早朝便や最終便は利用者は少ないかもしれませんが、選択肢があるということによって安心感が得られることとなります。

2、高校への通学の利便性を確保し、子供たちの通学の選択肢を狭めることにならないよう配慮しなければならないと考えます。そうなっているでしょうか。

代替案では、鶴沼在住の高校生はバスを乗り継いで、月形高校に通うことができなくなっているのではありませんか。

3 番、タクシーの土日休みは、生活者の視点に立てば、困惑している人がたくさんいることは想像できると思います。

せっかくタクシー利用券があっても、使わないまま捨てていると聞いています。タクシー利用券の還元率はどのくらいでしょうか。

対策として、ビジョー本社でもタクシー利用券を使用可能にしてはどうでしょうか。

4、免許証を返納している人がふえているのですから、3 番の対策は喫緊の課題だと思います。

デマンドタクシーは、タクシー利用券を持っている人、すなわち高齢者しか使えないと思っている人がたくさんいて、実際車を運転する人はデマンドタクシーの利用の仕方を知らない人がほとんどであります。

また、高齢者はデマンドタクシーを上手に使う人もいれば、利用券は一般

タクシーにしか使わない人もたくさんいるようです。

代替案では、デマンドタクシーが中心の変更案になっていますが、利用の仕方について、全世代に対してもっと丁寧な説明が必要ではないかと考えます。

デマンド交通とは別に、車に乗れない人に対しては、一般タクシーの半額補助の施策などが必要と考えますが。

5、高齢者の心配は通院の足であります。JRの補償金でバスを購入するのなら、砂川便を増設するべきではないでしょうか。

利用者が多ければ、事業所側も取り組むことは可能ではないですか。まずはニーズ調査をしていただきたい。

6、美唄線は特急に乗れることを考えれば、利便性をよくすれば利用者もふえるのではないのでしょうか。デマンドの本数をふやして、登録の仕方を簡素化するなどして、利用促進を図っていただきたい。

2点目であります。市街地のにぎわい創出のために。

地方創生の観点から、地方の担い手不足解消に、UIJターンを促す施策が必要だと考えます。

特に、市街地の商工業者の後継者問題は深刻で、多様な人材を確保するため、起業する個人や団体に対して、初期投資に対する補助、空き家を活用するための改修費などの支援、借家賃の補助などが考えられます。

また、今年度は民間アパートも建設されました。

ジビエ事業もあり、町外からの通勤者がふえる一方です。

新しく起業しようとする人や移住を考えている人、あるいは職場がある浦臼町に住んでみようと思う人の背中を後押しするための家賃補助を考えてはどうでしょうか。

今の生活を変えることは本当に勇気の要ることです。町として町に多様な人々を呼び込むことを目標に掲げて、町の活性化を図っていくため、このような施策で新しい人生を切り開こうとしている人の背中を押すような施策を新設していただきたい。

3点目であります。減量化施設のリスク管理について。

10月から稼働しているジビエ処理加工センターには、近隣から多くのシカが搬入され、食肉加工が順調に進んでいることは大変喜ばしいことでもあります。

産業振興課によりますと、搬入された捕獲総個体数は11月20日現在で159頭ですが、そのうち浦臼町で捕獲されたものは6頭ということでありました。

本町の農業被害の軽減がこの事業の目的でありますので、浦臼町でのシカの捕獲がもっとふえることを切望するものです。

減量化施設の管理については、12月より3月まで随意契約を行い、業務委託することになりました。

加工施設から大量の残渣が持ち込まれていますが、安全性に留意をして作

業に当たり、リスク管理を徹底していただきたい。

1、減量化施設の管理責任者は町が担うものと理解をしております。条例では減量化施設に搬入するには申請して許可証をもらうこととなっており、搬入時にはどのようなものを出すのか記入して提出する書類がありますが、役場に書類を出すことになるのでしょうか。

中身の状態、重量についてのチェックはだれが行うのですか。常駐でない委託業者に求めるのには無理があるし、関係者でない第三者による内容物のチェックが必然だと思いますが。

2、D型ハウス2棟は、食肉加工施設から出た残渣用、これは産業廃棄物となります、と加工施設を経由しないもの、これは一般廃棄物となります、に分けると議会で説明がありましたが、加工施設から出る残渣の量が多過ぎて、この分類ができていないのではありませんか。説明を求めます。

3、野生動物が持つ動物由来感染症の予防の観点から、作業には長靴、ゴーグルなどの着用、重機は専用にするべきだと考えます。

この問題は議会でも議論を尽くしてきたはずですが、実態はどうなっていますか。

周辺住民が不安を抱くような現状の改善を望むものです。

○議 長

折坂議員の質問に対して、答弁をお願いいたします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の件につきましては、議員ご指摘のとおり札沼線の運行便数といたしまして現行6便ございますが、代替バスでは5便となっております。

しかしながら、月形高校への通学を第一に考え、沿線自治体との運行ダイヤを調整しておりますので、現状よりも利便性は向上されていると考えてございます。

次に、鶴沼地区在住の高校生の月形高校への通学手段についてのご質問ですが、現在も発着の起点となります浦臼駅までの交通手段といたしましては、乗り合いタクシーを利用する方法となっております。

また、浦臼中学校の進路指導の先生には、代替バスの運行ダイヤ等について説明を行い、今までどおり通学できることをしっかりと伝えてございます。

次に、タクシー利用券の利用率についてのご質問ですが、免許証自主返納分を含めまして、平成30年度は79.3%、平成29年度は76.6%、平成28年度は76.7%となっております。

また、ビジコー本社のタクシー利用券の使用につきましては、乗り合いタクシーの新規路線運行に向けた事業者との協議の中で、使用は可能との回答をいただいているところでございます。

次に、デマンドタクシーの利用方法についてですが、平成25年10月の運行開始から6年が経過してございますので、再度わかりやすく制度を周知

していきたいと思えます。

また、一般タクシーの半額助成に関するご質問ですが、高齢者へはタクシー利用券を交付し、支援を行ってございますので、今のところ半額助成を実施する考えはございません。

次に、砂川市立病院への砂川便の創設についてですが、全国的に運転手が不足している中で、新たな人員の確保が可能であるのか、また路線運行に必要な経費負担の問題など、慎重に検討しなければならない課題が多くございますので、現状として、町営バスと中央バスを乗り継ぐことで病院までの足を確保されていると認識してございます。

次に、乗り合いタクシー美唄線の増便についてのご意見ですけれども、国の補助金を活用して運行いたしますことから、初年度は必要最小限の便数でスタートさせまして、利用実態など実績を勘案しながら次年度以降の運行便数について検討していく考えでございます。

また、利用登録の簡素化についてのご質問ですけれども、現在も運行に必要な最小限の情報といたしまして、利用者氏名、自宅の住所、緊急連絡先を記載して申請していただいております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

現在、町内の商工業者や本町で起業しようとする個人の補助制度といたしまして、平成28年度から浦臼町中小企業振興条例を施行しており、平成28年度は6件、29年度2件、30年度で2件、本年度、現在まで2件の事業認定がされております。

また、平成30年度から施行しました浦臼町企業立地促進条例では、本年度1件の実績があり、それぞれの補助内容は異なっておりますが、事業者への支援を行っている状況でございます。

また、移住定住策といたしまして、平成28年度から浦臼町定住促進住宅取得応援条例により、平成28年度は4件、29年度が3件、30年度が3件、本年度まで2件の新築または中古住宅の取得に対しまして助成を行っており、移住及び定住の促進策を実施しておりますので、議員ご指摘の家賃補助制度につきましては、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

折坂議員の3点目の減量化施設のリスク管理についてのご質問にお答えいたします。

まず、捕獲頭数の説明をさせていただきます。

ジビエ処理加工センターに搬入された個体数につきましては、11月20日現在159頭で、うち浦臼町内で捕獲されたものは6頭でございます。

しかしながら、11月末現在、有害鳥獣駆除として58頭駆除されており、昨年1年間で23頭の駆除でしたので、現地点で倍増されていることをご報

告させていただきます。

次に、一つ目の減量化施設への搬入時の書類等のチェックについてですが、書類及び残渣の中身につきましては、現場にて受託事業者が確認することとしており、重量につきましては加工施設にて指定管理者が行うこととしております。

内容等に疑義が生じた場合は、その都度産業振興課へ連絡いただくこととしております。

二つ目の産業廃棄物と一般廃棄物の区分についてですが、減量化施設は10月1日に稼働し、加工施設を経由しない施設について、10月中旬を過ぎても搬入実績がなく、菌が休眠状態となってしまうことから、菌の活性状況を維持するため、現在までに6回程度搬入しているものであります。

加工施設から出る残渣の量が多いからではございません。

今後の利用状況によって、使用の区分に変更等がある場合は、事前に説明させていただきます。

三つ目の減量化施設での作業についてですが、一般的な処理施設と同様に、必要に応じて長靴や手袋等を着用し、作業に当たっていただいております。

また、重機につきましては、町内の配置状況を確認し、4月以降専用化していく予定であります。

以上であります。

○議 長

それでは、1点目の再質問はございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

すいません、時間は何分までですか。

○議 長

残り50分だそうです。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、再質問をさせていただきます。

私はJRが廃線となっても、それにかわるバス路線が利用者にとって充実したものになれば、大雪のたびにしょっちゅうとまっていた札沼線よりも絶対に便利になると考えていまして、それだったら皆さんに利用してもらえるのではないかと期待をしているところでありました。

しかし、晩生内での説明会に参加させてもらったんですけども、その説明会では気づかなかったのですが、今まで5便だったところが6便になっていたということが、家に帰って確認したら、そうなってしまって、利用が少ないからという理由なのかなと思ったんですが、7時45分発の最終便をなくしていますね。

それに比べて、月形町は全体で7便あったのを9便にふやしていますし、月形町では温泉にも行けるようなコースとか、当別町ではラルズでお買い物できる、そういう便利さを追求し、利用者さんに使っていただくという感

じが見てとれるのですが、便数を減らすということはどういうことなのかというところで、ちょっと質問をしたいと思ったんですけれども、JRからは20年分の支援を受けているはずですので、赤字だからやらないとか、そういうことにはならないと思うんですよね。

質問で言いましたように、いろいろな利用者さんは選択肢があることで、そういうものが公共交通だと思うんです。

だから、赤字になるからやめるとか、そういう考えはするべきではないかなと私は考えました。

今後、変更が可能かということをお伺いしたいんですけれども、実証実験はやらないということで、もう4月1日からそのまま運行ということになると思うんですけれども、利用者さんの声とか、要望とかを吸い上げて、きちんと直すべきところはどんどん変更していくという姿勢があるのかどうか、そこをまず1点目ではお伺いしたいと思います。

高校生の通学について、ちょっと時刻表を見ながら考えてみました。

町は、やっぱり町外に通う高校生の足は公共交通で通えるように確保することが義務だと思うからでありまして、時刻表を見比べながら見てみたんですけれども、今までは鶴沼の高校生は町営バスで8時4分に浦臼駅に着いたら、8時8分のJRで月形高校に通えたと思うんですけれども、代替案では7時45分発になっているので、これでは間に合わないなと思いました。

あと、晩生内の子が逆に滝川方面に行くとしたら、今町営バスはありますよね。それで6時56分に浦臼駅に着く町営バスで来れば、7時からの中央バス、浦臼発の滝川行きの、それに乗って行けるのかなと、そうになっているところも、町営バスを廃止しますので、晩生内線ですね、その子供はデマンドタクシーを使うことになるということは確認したんですけれども、そのデマンドタクシーについて、これは予約だと思うんですけれども、毎日前日に予約をするのかとか、回数券のようなものがあるのかとか、現在もやっているという答弁だったんですけれど、現在はどのようになっているかということもお伺いしたいんです。

そこまできちんとやられているかどうか。そこまでというのは、通学補助ありますよね、高校生の。それがデマンドタクシーも対象に現在もなっているかどうか。

今後はそこも考えていかないと、公共交通ですから、デマンドタクシーも認めるというものでしたら、きちんとそこまで手当てしていかなければいけないのではないかなと考えました。

現在の状況とか今後のことについて、その辺のお話をお伺いしたいと思います。

還元率についての質問なんですけれども、私も30年度の実績で計算してみたんですけれども、79%と、悪くない数字だなと見てみたんですけれども、それでも142万4,100円が捨てられているということになります。

しかしながら、28年、29年と比べて30年度は還元率がよくなってい

るんですよ。

その内容で、デマンドタクシーで使っているものか、一般タクシーで使っているものかというところまではちょっとこの数字でも発見することはできないんですけども、運行業者とお話をしながら、その辺の検証もしていただければと思いますし、31年度からですか、土日にタクシーがお休みになったというのはですね。

だから、タクシーが土日休みになって、この還元率がどのように変化しているかなというところはこれからわかることかもしれませんが、きちんとこれは検証していただきたいなと考えております。

ビジコーのタクシーの利用券の使用について、今は使用できていないと思うんですけど、使用は可能ですという回答をいただいたということであり

ます。このような情報を説明会ではいただけなかったんですけども、答弁になかったんですけども、説明会を具体的にどのように行うのかと、晩生内の高齢者の方が言うておりましたけれども、老人クラブの総会や何かで説明してもらえないだろうかという要望もありましたけれども、具体的にどのように周知の徹底をこれから図っていこうとしているのかというところがお聞きしたいところです。

砂川便のことも創設してはということを行いましたけれども、いろいろ難しい問題もあると思うんですけども、JRを見ていてもわかりますが、地方の公共交通を乗る人が少ないから赤字になっていきますよね。

存続するためには、JRの場合ですよ、関係自治体が赤字の補てんをするということに話になっていって、莫大な赤字補てんは無理ですよとなって、最終的に廃止もいたし方ないという構図ができ上がっているのではないのでしょうか。

これは逆の発想をしていただいて、なぜ人が乗らないのかというところを検証していただきたいなと、私はいつも考えるのですが、本数が減らされるからですよ。

もっと本数をふやし、利便性をよくすれば乗る人もふえるだろうし、運賃が安くなれば、もっと乗る人がふえるのではないかと考えます。

ぜひ、生活者の視点に立っていただいて、利用する人々が選択できるように本数をふやして使いやすいようにして、その運賃の補助を町がしてくれればたくさんの方が利用するのではないかと、私は考えます。

無理だと言われるかもしれませんが、デマンド交通なんですから、利用する人がなければ運行しなくて済むのだし、環境さえ整えてあげれば、選択肢がふえて利用者がふえるのではないかなと私は考えます。

町がやることは、町民が利用しやすい環境をつくってあげて、利用者に対して運賃の補助をしてあげることが必要であって、事業者に対して何か赤字の補てんをすればいいのかなのような、JRの場合もそうでしたから、そういう考え方はちょっと違うのではないかなと私は考えます。

一つお伺いしたいのは、国の方でも言っていますけれども、全国的にドライバー不足は問題となっております、ライドシェアという、そういう白タクですね、それも認める方向にだんだん変わってきているということをおよとネットで見たんですけれども、自家用有償旅客運送制度、これが2019年10月25日に国交省が見直しをしたというところだったんですけれども、この制度について検討をしたことはありますかという質問をさせていただきます。

まず、再質問はこれだけです。よろしくお願いいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

それでは、まず初めに便数が減ったことについてご説明したいと思います。

こちらは、今現在運行している便数につきましては、札幌市から出まして、それが浦臼町に向かって、最終便は浦臼町から札幌市に帰るということで、朝の1便と最終便は運行している状況になりますけれども、新たな運行スタイルとしましては、代替バスについては浦臼町発で全部組み込んでございます。

当然、乗り継ぎながら、月形町から当別町、そして当別町からJRに乗り継ぐというダイヤの乗り継ぎを検討してやってございますので、実際利用する便数としては、実の往復便という現状も実の往復便となっておりますので、そういった意味では利便性は落ちないという説明をさせていただきました。

また、JRとは違って、昼の高校生の午前授業の際に帰る時間帯等も、バスは現状よりも30分ほどおくらせて1時ちょうどぐらいに帰れるような便を用意してございます。

そのあたりも学校サイドと協議をしながら、高校生が利用しやすい便として、ダイヤの調整をすべてやってきた結果になりますので、来年度からこれを運行させていただいて、その中でまた課題等が出てくれば、協議会の中でそれらについては浦臼町から協議提案をさせていただきますし、可能な限りそういった部分の調整はしていきたいと思っております。

2点目の晩生内の学生の足ということですが、議員ご指摘のとおり、晩生内線がなくなりますので、晩生内の学生さんについては乗り合いタクシーに乗るということで、まとめて予約ということも可能となっておりますので、例えば平日毎日、いつからいつまでということで、1カ月単位で申し込みされることも可能となっております。

現状としても、そういった説明の仕方をしてきてございますので、そういった運用をしていただきたいと思いますと思っております。

あと、乗り合いタクシーの定期券というのは今のところまだ検討していない状況にありますので、現状としては晩生内の学生が晩生内線に乗って通学しているという方が本当に少数で、月に何回か、1けた台しか利用していな

いという状況になってございますので、そのあたり利用実態もしっかりと聞きながら、こういった形にしていったらいいかというところは検討していきたいと思います。

定期券については、これからの検討となっております。

○5番（折坂美鈴君）

通学補助は受けられるんですか。そのぶん。

○総務課長（石原正伸君）

定期券については、そういった通学補助制度がありますので、利用できるかと思えますけれども、デマンドタクシーについても、定期券を発行するようなことになれば、そういった通学に係る費用を負担することができると思えます。

ただ、ちょっとそのあたりは検討が必要かなと思います。

次に、デマンドタクシーと一般タクシーのタクシー券の利用区分ということですが、現状まとめた形で整理をしてございますけれども、ことしから一般タクシーと乗り合いタクシーの区分を分けて、集計をしてございますので、次年度につきましてはどういった実績だったかというのは数値的に出すことができるように今整理をしている最中でございます。

あと、新しい公共交通体系の説明についてですけれども、説明会の中でも各老人クラブの例会等で説明をさせていただきたいということでお話をさせていただいていますので、各地区のそういった会合に足を運びながら、説明をさせていただく機会をつくっていきたいと考えてございます。

あと、砂川市までの運行についてですけれども、デマンドの乗り合いタクシーということで考えますと、病院が診療をやっているのは平日ということになりますので、平日の砂川の便を運行するためには当然車両も必要になってきますし、運転手も必要になってきます。

そういった部分で現在運行しています町内の乗り合いタクシーや一般タクシー、そしてそのほかのバスの運行等の運転手の確保という部分では、可能かどうかというのは事業者と検討しなければならない部分がありますので、そういった部分も今後検討していきたいなと思います。

あと、最後、ライドシェアということで、先進地域ではそういった一般の方の乗用車に乗り合いながら運行している実績もありますけれども、そういった部分については、今現在のところは本町においては検討している状況にはありません。

以上でございます。

○議 長

それでは、再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

月形高校への通学を第一に考えて、いろんな時刻のすり合わせというのをやっているということはよくわかりましたが、通学生だけではないので、ほ

かにも利用されている方がありますので、その声もちゃんと拾ってくださっているのかなという点は少々疑問であります。

沿線自治体と運行ダイヤを調整しておりますということでしたら、そうしたら月形町から7時に出る便が最終ですけれど、それにつながるバス、そういうものが最終便としてあってもいいのではないかなと私は考えるところがあります。

それから、デマンド交通が本当に皆さんが利用しやすい方法なのかというところが非常に私は疑問で、先ほど一般タクシーとデマンドと別々に集計して検証をしてくれるということですので、それはぜひやっていただきたいなと思います。

先ほどの高校生にしても、デマンドタクシーを使うには1カ月単位で予約もできるということだったんですけれど、そうしたら、急に、これ、乗れなくなったわと、帰りのバスとか、そういう場合も高校生だからあるんじゃないかなと思うんですが、いや、そういうときどうするんだろうなという考えであったり、あと、今回奈井江便や美唄線になりますと、土日の営業も出てくるわけで、そうしたら平日に予約をするということが基本ですよ。

そうなってくると、また連絡先も違うというところもありますし、複雑なんですよ、本当に。

自分もやったことないんですけれども、本当にこれを利用しようと思った場合にということをずっと頭の中で考えているんですが、やはり行きと帰りの便を予約すると思うんですけれども、行きはそれで行けたとしても、帰りに予約していた便に乗ろうと思っても乗れなかったと、どうしても用事が長引いて乗れなくなって、それが土日だったら、一体どこに連絡すればいいだろうとか、そういうことを考えていると、なかなか使えないな。

デマンドにしても、この本数、奈井江線で土日は3往復しかないし、美唄線に至っては2往復しかないんですよ。これはちょっと使えないなと見ただけで思うんですよ。

これをもっと皆さんが使いやすいようにできないかなと思っておりますし、でもとりあえず登録だけはしておこうと、使うか使わないかわからないけれども、登録しておけば、いつでもこの時間帯が合うのだったら使ってみようかなと思う人もあるかもしれませんので、登録の仕方、これもこの間の説明会ではちゃんとした説明がありませんでしたし、もっとわかりやすい説明が必要ですね。

デマンドの利用の仕方についても、先ほど老人クラブで説明するとおっしゃったけれども、全世代にわたっての入念な説明が今回いろいろ複雑になっているので、この間の二十数名の説明だけでは説明しましたよということにはならないのではないかな、再度調整していただきたいなと考えます。

先ほどの登録の話ですけれども、例えば登録も申請用のフォームがあつて、それに必要事項を記入して、ファックスで送れば済むよとか、簡素化というのはそういうことを考えたんですけれども、そんな形でだれでもがまず登録

をすると。

使えそうだったら、いつでも使えるようにしておいたらいいんだよみたいな、そういう説明もあつたらいいのかなと考えました。

それで、先ほど言っていた自家用有償旅客運送制度なんですけれども、これはバス、タクシー事業が成り立たない場合であっても、先ほどは都市部というお話、石原さんはそういう認識ということでありましたけれども、こういう過疎地域、バスやタクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人が自家用車、これを用いて提供するサービスというのができるようになったんですね。

30年4月1日では、事務権限の委譲先として19自治体、これは指定済みになっているということでありましたし、地域の人だけではなく、観光客を含む来訪者もこの輸送対象として認めるということが法律で明確化されたんです。

これ、浦臼町で砂川便、こういうのを使ったら絶対いいのになと考えたわけでありまして、バスを乗り継いできちんと行けるんだよという先ほどの説明、時刻も融通がきくということでしたけれども、やはり高齢者が多いわけで、砂川市まで通院するとなったら、乗りかえというのは大変なことではないかなと思いますよ。

やはり、1本で行けるということが魅力ですので、もう自家用車、これを町が買って、いろんな措置をした上で、委託業者を交通事業者に認定することもできるのだそうです。

または、その交通事業者がNPO法人の構成員として、ドライバーとしてやるとか、委託をするということもできるんだそうです。

そういうことをやっている事業所もたくさんあるんですね。

この方法をきちんと検証していただいたらなとすごく思いましたので、ぜひやっていただきたいと思います。

本当にこの地域公共交通を確立するのは過疎地域では大変だなと思います。

今、総務の庶務係の方がその担当をやっていらっしゃると思うんですけれども、できることならば、もうこの地域公共交通ばかり専門にずっとやるという、そういう職員もいたらいいのになと、なかなか人員が少ない中、そういうことは無理かもしれないけれども、我が町にとってこの足を確保するということがいかに大事なことかというのは、野崎議員も毎回おっしゃっていますし、今回は地域公共交通について、私も野崎議員も牧島議員も重要だと思うから、こうやって質問をするわけでありまして、ぜひ説明を尽くしていただきたいということが第一であります。

乗りかえにしても、月形町で乗りかえて、乗り継ぎ証明書みたいなのをもらって、次のバスに乗るとか、本当に複雑なんですよ。

その辺の説明が全然足りていないと、今の状況では切に思うわけで、その

辺をきちんと具体的に説明会をこういうときに行うというのを本当は私は聞きたかったんですけども、町長の思いなどありましたら、それもまた聞きたいと思います。

再々質問よろしいでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

何を聞かれているのか本当にわからないんですけども、住民の足を確保するというのは大事だというのはこれからも重要度が増していくというのは同じ認識だと思いますけれど、それを知っていても、例えば今日議員さん、デマンドタクシーでここへ来ていますか。来てないでしょう。結局そういうことなんですよね。

利便性とか何か言いますけれども、議員さん、一人も多分、きょう、デマンドで議場に来ていないと思う。自分たちも乗ったことがない。今まで。

それをどこに問題があるかという部分ですけども、やはり乗る需要といえますか、そういったものところの説明不足とかPR不足というものもあるかもしれませんけれど、やっぱり本質はちょっと違うところにあるのだろうなと思います。

ただ、弱者となっていく高齢化時代ですから、そこは自分たちも今まで以上に協議検討していかなくてはけないとは思っております。

○議 長

それでは、よろしいですか。

自家用有償の、答えられますか。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

自家用有償の件ですけども、19自治体がそれを申請して運行しているということですので、全国的にも非常に過疎が進んでいるところでこういった利用をしているところもございますし、都会の中でパイが大きいところですね、自家用車の登録をしながらそこにスマートフォンですとかそういったシステムを利用して、利用者が登録をすることによって利用できるという、そういう予約システムを使っているのかと思います。

そういった例は聞いたことがございますけれども、なかなかパイの小さいところで、本町でそれが成り立つのかというと、欲しいときにその自家用車はその時間に行く方がいればよろしいですけども、人口の少ない中でそういった要望に合致するタイミングが出てくるのかというところは、ちょっと検討しなければならぬかなと思いますけれども、いずれにしても少し勉強させていただきながら、うちの町で活用できるかどうか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

町長がおっしゃったように、デマンド交通は使いづらいから使わないんですよね。

今スマホでちゃちゃちゃとやって、タクシー呼ぶという時代ですので、前日予約のこのデマンド交通が本当に今の時代に合っているのかというところは検証が必要だと思いますので、私、北海道でもそういう高齢者の方がスマホを使って、ドライブシェアをやっている映像を見ました。

うちの町でやれないことはないと思いますので、ぜひ検討をよろしく願います。

それで、2点目の再質問なんですけれども、答弁にありました中小企業振興条例、それから企業立地促進条例でやっているというお答えだったんですけれども、企業立地促進条例では新しい業者が入ってきましたけれども、私が言っているのは、新しくこういうことを始めたいとか、起業したいという個人、小さな団体、そういうところに補助する制度はないのかなというところでの質問でした。

中小企業振興条例で実績があると話されておりますので、それは既存の企業に対する補助かなと思ったんですが、主なものでこういう補助をやっているよというのがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、移住定住策としては、中古住宅や新築の取得に対しての助成をやっていますよということで、これが移住及び定住の促進策になっているとおっしゃったんですけれども、実際浦臼町に住んでいる人がこの制度を主に使っていて、なかなか移住促進策にはなっていないのではないかと、私は考えますけれど、いかがでしょうか。

前の質問に戻りまして、起業する人に対しての支援というところで、砂川市でやっているんですけれども、特定の商業地域で新規の出店者への助成を行ってまして、改修費の30%、200万円までの補助が出たり、賃借家賃の70%、月額10万円まで1年間は補助するよとか、そういう補助をやっていて、本当に小さな例えばNPOを立ち上げたいよとかいう人もいないかもしれないし、何か空き店舗を使ってお店屋さんやりたいよという人がよそから入ってくるかもしれないじゃないですか。

そういう方たちのための施策というので、ちょっと答弁にあったものと私がイメージするものは違うということです。

そういうのは考えられませんかという質問だったんです。

あと、相談窓口とか背中を押す施策というところで、何かやりたいんだけど、何やったらいんだろうみたいに考えている人が、もし相談する窓口があれば、背中を押すことになるのではないかなと考えます。

そういうワンストップの窓口を、町にとは言いませんけれど、創設すると

か、いろいろ方法はあると思うんですけども、そういうことについて考えられないかという質問だったんですが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

中小企業の振興条例の内容について説明させていただきます。

振興条例の中身につきましては、既存の企業ということではなくて、中小企業法に定める中小企業者、それと商工会に加入しているということになっていますので、商工会に加盟していれば補助の対象になると考えてございます。

それから、補助の内容なんですけれども、それぞれいろいろあるんですけども、既存の企業の新規の事業に対する新築の助成ですとか、厨房備品に対する補助ですとか、あと従業員の研修に対する補助ですとか、そういうものを行ってございます。

それから、小規模な企業の立ち上げに関するところの窓口というのは、町というよりは商工会ではないかと思っておりますので、そこは商工会にお願いした方がいいのかなと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

○5番（折坂美鈴君）

ありません。

○議 長

それでは、3番目の再質問はございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

枝幸式の発酵減量法マニュアルでは、シカ類に見られる動物由来感染症ということで10種類以上が上げられているわけでありまして。

これは議会でも討論したんですけども、口蹄疫とか鳥インフルエンザの侵入例のように動物由来感染症への感染リスクは常にあると、リスク管理としてそこはきちんと認識を持っていただきたいなと考えております。

リスク管理は常に最悪の場合を考えなければならないということでありまして。

百歩譲って、ご報告いただいた文書から、今は食肉加工施設から出ている残渣だけが減量化施設に搬入搬入されているという状況ということの理解でよろしいですか。

食肉加工施設に入っている頭数と減量化施設に入っている頭数と同じだったので、それ以外は今は入っていないという理解でよろしいですね。

食肉加工施設に入ってくる時点で、業者が目で確認をしているということ

で、まず病気のシカが入ってくることは現在はないと理解をしますけれども、今後は条例の改正も出てきますけれども、シカの死体、事故死体も受け入れることとなりますよね、用排水路に落ちた事故死体、こういうものも直接受け入れる場合も考えられますので、今は現場にて受託事業者が確認をしているということでありましてけれども、私は今後そういう事故死体、それから浦臼町猟友会さんが搬入する捕獲シカの死体、これらを受け入れる場合は、きちんと私は町が責任を持ってチェックしなければいけないと考えております。

11月の臨時議会でも質問させていただいたんですけれども、最終的な管理責任者は町であるということを確認しましたので、どこまでその受託業者に任せるのかというところは、きちんと線引きをここでいただきたいと考えております。

質問では、使用届出書の提出はどこにするのですかという質問をしたんですけれども、そのことが答えとして返ってきておりませんで、今はその受託事業者が受け取っているのでしょうか。

重量については、その使用届出書の中には書く欄がないんですよ。何頭分という記入欄になっていまして、本当はここできちんときょうは何キロ、きょうは何キロという記入をその届出書に書かなければいけないのではないかなと思いますので、ここは改善が必要ではないですか。

今は加工施設において指定管理者が重量をはかるという回答だったと思うんですけれども、今はその処理料というのは免除されておりますので、そういうことでいいのかもしれませんが、おおむね5年を過ぎるときちんとそういう処理料をいただくという形になると思います。

やはり、お金をいただく側がきちんとはかれないと、そこはいけないのではないかと考えておりますし、ここは徹底して今後変えていかなければいけないところかなと思います。

それから、リスク管理という点では、記録をきちんと残しておくということが、今国会でも話題になっておりますけれども、行政文書ですよ、これをきちんと残しておくことを求められていると思いますし、この枝幸式の場合だと、3年間は保存するという決まりをつくっておられました。

きちんと保存の方をさせていただいて、監査がこの行政文書を出してくれと求められたら、きちんと出せる状態にしておかなければならないし、何かあった場合にきちんと顧みて追うことができる、そういう行政文書を作成していただきたいと考えております。

その使用届出書について、細かにどこへ出すのかとか、重量の欄がないよとかという今の質問に答えていただければなと思います。

それから、2番目ですね。産業廃棄物と一般廃棄物の区別についてなんですけれども、加工施設を経由しない施設についても搬入がないので、菌が休眠状態になってしまうから、6回ほど搬入しているのであって、これは産業廃棄物の方ですね、そっちに入り切れないから入れているわけではないとい

う答弁だったんですけれども、11月の初めにシカが1日に十何頭と運び込まれた事例があると聞きました。

1日では1頭で平均30キロの残滓が出ると思うんですけれども、一つのハウスでは100キロ程度でしょうか、そこを確認したいんですけれども、四、五頭分しか入らないのではないですか。

だから、もう1棟の一般廃棄物の方に入れたということかなと、私は理解したんですけれども、そうではないとおっしゃるので、最初から自分たちが今やる時点で考えたように事業が進むとは考えておりません。

やっていくうちに変わっていくことも絶対あると思いますので、そこは認めないわけではないんですけれども、その事前の説明がなかったのでお聞きをしているわけでございます。

そういう実態があったかどうか、それから1回に処理できるキロ数、1棟、一つのハウスですね、そこを確認したいと思います。

それから、重機のそこに専用とするということは4月以降だという返事がずっと返ってきているんですけれども、地域住民はそのフロントローダーが頻繁に行き来するのを見ているわけでございますので、不安を抱いているよということでのこの質問でございます。何か方法を考えていただけませんか。

○議長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

まず、1点目の書類の内容につきましては、今回条例の改正案を出させていただきまして、それに付随しまして、規則の方の改正も出す予定でございますので、今何頭分となっているところが何キロに変更する予定でございます。

それから、記録を残しておくというのは行政の書類ですので当然残しておきますので、監査の方でご指摘があれば出せる状況にしておきたいと思っております。

それと、書類につきましては、先ほど答弁の中で言いましたとおり、受託事業者が現地で受け取るという内容になっておりますので、その紙の内容をもとに内容物を確認する。

内容物といっても、シカだけなんですけれども、確認していくとなっております。

それと、先ほど159頭がD型ハウスの中に入っているという質問があったんですけれども、そこ、ちょっと、私、今間違っております、159頭とプラスアイマトン社で購入している枝肉の残滓も入っておりますので、159頭分だけではありません。それ以外にも入っているものがあります。

それと、産業廃棄物と一般廃棄物の区分のところなんですけれども、D型ハウス、その1カ所で1日に何頭分処理できるのかという、明確に何頭分ということはございません。

基本的に、1頭入れた場合、3日ぐらいで骨もなくなりますよという説明でございまして、何頭入れたらだめだとか、何頭までしか入らないとかということではなくて、現状の使用方法では、基本的に加工施設の方から出たものは全量産業廃棄物の方に入れていたというイメージでございまして、こっちが多いので、処理し切れなくなったから、一般廃棄物の方に入れたということではございません。これは答弁のとおりでございます。

それと、3点目の重機につきましては、これも答弁しましたけれども、一応、町の中で使える重機がございませんので、4月以降専用化に向けてということで考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

お答えいただいているのかなと思うんですけども、現場にて受託業者が確認をしているということは、私もよろしいかと思えます。現在の時点では百歩譲ってですね。

しかし、今後、その死体というものが入ってくるという時点においては、第三者のチェックが必要ではないかと。最終責任者である町がそこは責任を持って確認していただきたいという思いを伝えたくてですけども、その線引きをしていただけますかという質問だったんですけど、そこがなかったんですね。町長にお聞きをしてもよろしいでしょうか。

私はリスク管理という点においては、きちんとしたチェックが必要だと考えるものであります。

線引きについて、管理責任者は町ではないかということでお聞きをしたいし、使用届出書の提出先、常駐でないんですよ。受託業者はね。

そこに提出するということが本当によろしいんでしょうか。最終的な確認というのはやはり私は町でやらなくてはいけないので、ここできちんと決めておいた方がわかりやすいという考えでおります。

それから、やはり一般廃棄物と産業廃棄物を分けているというお答えが変わらないんですけども、処理能力ってあるでしょう、やはり。

明確なものはないという答弁なんですけれど、そういうことはないと思います。きちんと何キロだという説明はあったと思うんですけども、私は100キロ程度と聞いた覚えがあったので確認したんですけども。

10頭以上入ってきたときはどのように□□□られたんですか。

その確認と使用届出書の提出については町長にもお答えをいただけませんでしょうか。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

最初から言っているように、町が最終的な管理責任は持つということであり、地域住民とか議員さんおっしゃっているように、皆さんがちょっと疑問に思うところ、どうなんだと思うところはこれから検討しながら直せるところは直していく、そんな気持ちであります。

それから、処理能力については、現在100、200なのか、そのうちの6頭を今まで入れているということでもありますから、担当が言っているとおり、こっちが入らないからこっちということではなくて、菌の活用を促すために入れていると理解をされた方がいいのかなと思います。

以上です。

○5番（折坂美鈴君）

6頭で間違いありませんか。

○議 長

再確認します。どうですか。

○産業振興課長（横井正樹君）

6頭ではなくて6回程度ということ、6回入れてということですね。それが何頭分なのかというのは、そのとき搬入したもののちょっと確認をしないとわかりませんが、基本的に6回程度入れたということ、6頭ではなく。

○5番（折坂美鈴君）

頭数は確認できますか、その使用届出書によって。

○産業振興課長（横井正樹君）

何キロ程度入れたというところまでは調べることができるかもしれませんが、何頭分というのはちょっと厳しいかなと思います。

○議 長

ただいまから、休憩といたします。

それでは、休憩時間を3時までといたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時57分

○議 長

おそろいですので、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位7番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第4回定例会に当たり大きく三点、町長にお尋ねをし、答弁を求めたいと思います。

まず、1点目、先ほど来、今回の定例会にあつては、JR札沼線の廃線にかかわる議論が、前段、多くされたところであります。

私もその廃線の代替交通に関する住民説明会において、何が課題であったのかを伺いたいと思うところであります。

残念ながら、3地区4回の懇談会については、どの場所も出席することができませんでした。

したがいまして、この3地域の説明会でどのような主な意見や希望が出たのか、そのことを改めてお尋ねをしながら、懇談会の成果と、それから今後の代替交通について考えてみたいと思ったのが1点目。

二つ目に、直接かかわりがあるなし、あるいは会議の持ちようということで、やはり基本は住民、それからその地域に住む人、利用する人がどんな意見を持っているのかというのを、貪欲にやっぱり行政はとらえていく必要があるのだろう。

それが5人であれ、100人であれ、やっぱりその声を基本にしながら組み立ていくと、ここにやっぱりディスカッションの場所ができ、合意を見出しながら、それでは、まず進めていこうと、そういう視点だろうと思うわけです。

したがいまして、まちづくり委員会が適正なのか、地域公共交通会議が適正なのかは、ちょっと私もわかりませんが、町として必要な手段を駆使しながら、やっぱり最大限住民のニーズにこたえていくと、そういう視点が大事だろうと思うので、こうした場所での会議がどのようなものでしたかということでのお尋ねでございます。

3点目には、JR側から20年間の支援額が出ているわけですがけれども、これらが今の時点での試算とするものから多分支援額と、それから町が必要とするお金というのは差異が出てくるのだろうと思うものですから、ここでの不足額はどのくらいになるのかとお尋ねをしておきます。

4点目に、これら沿線の中で代替交通を運用していくときに、今までは浦臼町への、中央への、もしくは奈井江線への運行であって、片側での人の寄せようということでもありますから、片側の寄せようのところでは当然待ち時間というのが出てきます。

したがいまして、今後月形線、当別町、札幌市へと運行するときには、その待ち合わせという点では、浦臼町から月形町へ向けての待ち合わせは反対側にもまた出てくるわけでありまして。

したがいまして、そこでの待ち時間、風雨の折、停車場として必要を求められるのではないかと、そういう点でその点をどう考えていますか。

それから、廃線後の敷地活用については協議を進めることとされていることでの尋ねようが最後でありますけれども、前段お答えをいただいておりますので、その領域で理解をすることといたします。

二つ目には、河川敷の管理についてであります。川の管理。

私が住んでいる札的地域でいえば、札的内川、中小河川を含めて多くありますけれども、ここでは国、あるいは土現が管理している河川について、少しずつの改修は進められているわけですがけれども、これら河川の立木伐採が

非常に大きくなってきております。

その点での道、あるいは国への要請について、町村の考え方をどう上申するといえますか、改善策を国、道に求めていただきたいとする事の求めようであります。

3点目には、電気自転車、それから車いすの補助に向けてであります。

資料の若干の添付もしておりますけれども、たまたまY新聞では11月14日付で、国が電気自転車あるいは車いすの補助を進めようとしていると書いておったところであります。

免許返納も進む中で、本町にあって、ぜひこうした国の予算づけのもとで町もその取り組みにこの12月ですから、予算を含めて今後の課題としてしっかりと取り組んでいただきたいという旨の意見であります。

以上、3点、町長にお尋ねをして、私の第1回目の質問といたします。

○議 長

牧島議員の質問に対して答弁をお願いいたします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

牧島議員の1点目のご質問にお答えいたします。

代替交通に関する説明会は、9月30日から10月2日まで、3地区で計4回開催いたし、参加者の合計は34名でございました。

参加者から出された主な意見や要望につきましては、各地区の老人クラブ例会での代替交通の説明の実施や乗り合いタクシーのファックス予約の対応、また美唄線運行により登録番号での予約の徹底、タクシー券のビジュー本社での使用可とするなど、予約利用に関する質問や要望を受けてございます。

また、美唄線の運行経路に関しましては、JR茶志内駅での乗降対応、土日祝日の奈井江線の乗車料金が、砂川市までの交通網の検討、バスの遅延によるJRへの乗り継ぎに関するご質問、長期的な路線の維持に関する要望などもあり、意見交換をさせていただいております。

地域公共交通会議におきましては、特にご意見もなく計画どおり承認をいただいている状況でございます。

次に、単年度の収支に関しましてご質問ですが、9月17日の全員協議会で説明いたしました概算額で申し上げますと、浦臼月形間の代替バスの運行に対するJRからの支援金は、年間約583万3,000円となっており、それに対し、運行経費の見込み額は年間631万5,000円となっており、不足額は約48万2,000円となる見込みでございます。

次に、車両の停車場所と待合室についてですが、当該車両の保管場所につきましては美唄市となっておりますことから、本町における車庫は必要ないと考えております。

また、待合室につきましても、現在の晩生内線のバス停を活用してまいりますので、現状ある待合室を活用していきたいと考えてございます。

次に、3点目の電気自転車、車いすの補助に向けたご質問についてお答えいたします。

国は、高齢化が進む中、高齢者向けの安全な移動手段とされる電気自動車や電動車いす購入支援などの検討を進めるとしてございます。

近年、高齢者の外出を手助けをしているシニアカーにつきましては、電動車いすの区分に含まれ、介護保険制度を利用し、要介護2以上であれば1割負担でレンタルすることができます。

また、電動車いすにつきましては、障がい者手帳をお持ちの方は、補装具として給付を受けることができます。

今後、補助要綱等が示された段階で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

2点目のご質問にお答えいたします。

町内には1級河川が於札内川から晩生内川までの間に10河川あり、管理者は札幌建設管理部滝川出張所でございます。

今年度は計画的に於札内川の伐採と河床整備を行っており、また来年1月中旬ごろには浦臼内川の国道橋から上流部の田村橋の区間を継続的に河床掘削する予定となっております。

札の内川につきましては、中州樋門付近の伐採を平成29年度の冬に実施してございます。

来年度以降は、時期は未定ですが、晩生内川上流部に土砂災害防止工事をするよう打ち合わせをしております。

町で要望している黄白内川の国道より下流部の伐木・河床掘削が実施されていないことから、実施に向け関係機関に要望するとともに、河川の現状把握を十分に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

まず、札沼線にかかわっての質問であります。

私は、質問が出たことに対して、どのような希望、意見があるのかというところを中心的に聞きをしたかったところでもありますけれども、今お答えをいただいた内容に、まだ時間的にも相当な時間がありましたから、多々意見があったのかなとは思っておりますが、ここでお答えをいただいた中で、私も前段言った部分で説明会、こうしてやっているわけです。

それから、公共交通会議の会議もやりましたということですが、このご答弁でも、それから前者の答弁でも老人クラブとのかかわりでは、これから

ということの内容であります。

以前にもやりとりをしましたがけれども、これから12月、1月はいろんな会合があります。

それで、私ども近場のお年寄り、これから利用されるとしても、会議に出れなかった、どうなるのと私にも聞かれた経緯もあって、担当の方から資料も少しいただいて、お渡しをしたりという時間が過ぎているわけですね。

やっぱり、どんなふうにしていきたいということでの話なんです、ペーパーはできているので、それは早目にお渡しできるようなことをしながら、議論をしていくと。

公共交通会議で意見が出なかったから、それでそのままということになしに、やっぱりどれだけ地域の人と理解を深めるかと。

前段、それから一番初めの東藤議員に始まって、各議員からの意見はやっぱりそういうところにおさまるのだろうと思うんですね。

ですから、やっぱり少し手順よく、先に資料を渡しておいて、そしていろんな会議で懇談できると、そういう環境をやっぱりつくっていく必要があるのだろうなど。

とりわけ、地域の人たちの足でありますから、そういう点でぜひ進めてもらいたいという、あえて私からの意見として一つです。

それで、ここでお答えいただいた中にはファックスでの予約と、それから登録番号での徹底をしてわかりやすくするということも載せられているので、ぜひそうしたことも含めて進めていただきたいと思います。そのことについてまず1点目ですね。

それから、4月からの運行ということになります。

それで、この駐車場というかわかりやすく言えば、月形町まで行くときに、例えば晩生内のところ、国道沿いとなると、ログハウスの待合があって、浦臼町まで来るのには乗るふうについては問題がないと。

だけど、反対側はカワダさんのお宅があって、十字路のところに駐車場があって、今度月形町に行くときはここでの待ち時間というのが出ますよね。

そうしたら、やっぱりここでは同じようにログハウスとは言わないまでも、それような形を整える必要があるだろうと私、思うんです。

これからますます地域交通としてのこの位置づけが多くなっていくわけですから、やっぱり各駐車場における、風で押し流されてなくなっちゃった駐車場も含めて、やっぱりそこにはしっかりと手当てをしていく、そのことがこれから大事ではないかなと。

4月からの運行なんだけれども、とりわけ冬場にこれからの時間はやっぱりそうしたことの対処、対応が町民に対する責任の一つではないのかと思うんです。

やっぱり、そうしたところを考えていただきたいと思いますので、この4点目の駐車場についての意見を添えたところでありませう。

まず、その二つについてお尋ねをいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

ただいまの質問にお答えいたします。

1点目につきましては、よく地域の意見を聞きながら進めるべきではないかということだと思いますけれども、議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

平成25年に運行しましたときは、各老人クラブも回りましたし、高齢者学園の中で寸劇ですとか、工夫を凝らした形でペーパーのみならず、いろいろと伝わるように工夫をしてやってきた経過がございますので、そういった方も時間が経過することによって、使っている方はわかっているんですけども、なかなか使う機会がない方については時間があいていることで忘れてしまっていますので、今回新たな路線を動かしますので、それもあわせて説明をする機会をつくって、少しでも多くの方にこの制度を利用していただけようように努力をしていきたいと思っております。

あと、2点目の待合室ということで、今のところ現状の待合所といいますか、既存としてあるところもありまして、ないところも何か所もございます。

そういった中で、待合室が欲しいという住民からの要望が今のところ聞こえていなかったものですから、ずっと今の体制で、今は1往復便ということで晩生内線は減便していますけれども、それ以前も同じような体制で運行してきましたので、住民の利用者の方がそういった部分で要望があれば、そういった方向で検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

これ、待合にかかわっては、非常に予算もあわせて伴う問題で、今ほどお答えいただいたように、数字を打っていただいておりますけれども、月形浦臼間のJR側からの支援は580万円だとね。

それから、今の時点で運行経費とするのは630万円だと。

確実に不足が出るというのは、今の時点でもわかっているわけですね。

100%あがなっていただくのが基本的なものだとするけれども、やっぱりこういう展開をして、数字を改めて積み上げてみると、やっぱりその一つ一つに町の財源が手当てされなければならないということですから、待合所一つにもこれは大変な予算が必要になるだろうと思うんです。

でも、今度往復そういう形で利用するわけですね。

やっぱり、待っている身分にすれば、雨であれ、やはり上屋があって、多少風もしのげると、こうあってほしいなど。

やっぱり、今までは町民も我慢しているんですよ。スチール製の駐車場があっても、台風で飛ばされて、そのままなくなっちゃって、いや、いつの間にかなくなっちゃったというのがやっぱり町民から聞こえる言葉なんですよ。

ですから、私のこの駐車場だけではないけれども、やっぱりそういう声に町はどうこたえていくのか。これからの高齢化進む中で、あるいは弱者と言われる方々に対して、どう町が温かく手当てをするのか。

ここはやっぱりしっかり気持ちを入れて、一つ一つこたえてもらいたいなと。

これは晩生内線だけでない、今後の中では鶴沼も含めて、やっぱり検討に値することだと思うんですね。

そこで、私もふと思ったんですが、今住宅解体もされています。物置の無償配付、希望者にはとは言われています。

すぐもう物を新しくつくってしまいがちだけれども、僕はあの物置、上屋だけでも使えるように移設すれば、壊すのに30万円、つくるのに50万円という、そういうお金がぼんぼんぼんとかかっちゃうわけだから、やっぱりああいう建物をうまく使ったら、そんなに難しくなくできるのかな、それも仕事だろうと。

そういう改装も含めて、やっぱりつくりかえて利用していくと。そこに新しいものをつくって、利幅の薄いものではなくて、汗水流して改修、改良したものがやっぱり地域のまた残っていると。そういうことの一つ一つが温かいところで、町民もこたえてくれる、それから理解するのではないかなと思います。

これ、私の提案と力を入れてほしいことです。

それから、やっぱり年間48万2,000円が赤字になると言われているので、これが20年間続くという、単純になれば、相当大きな額にもなっていくと。

それで、今の試算で48万円ということですから、これから利用者がふえる、ふえない、これも本当に時間かけて推移を見守っていかなければいけない、集計していかなければならないところがあるけれども、ここに一般財源を充てるのか、ふるさと納税の何がしかを充てるのか、そうしたことも含めて、しっかりとこれだけは町民に対しても、つぎ込まなければならないのだと、そこら辺もやっぱりお伝えをしながら、どこまでなら我慢できるのか、どこまでなら譲れるのか、そこはやっぱり町民合意を得ていくことが行政職を担っているお一人お一人のやっぱり責任だろうと思うのです。

3回目にはその2点をお尋ねして終わります。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

駐車場の問題ですけれども、議員ご指摘のこれからの冬期間、特に必要だという認識は私も同じでありますので、とりあえずこれで走ってみて、ある程度の実績をちょっと見ながら検討したいと思っております。

それから、年間の赤字の部分ですけれども、トータル、この後、基金条例出しますけれども、そこの中に入ってくるお金でやりくりがつかないと私たちは見込んでおりますので、それで一つの路線として年間48万円のマイナスが出ますけれども、トータルとしては出てこないと考えております。

以上です。

○議 長

それでは、3点目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

3点目についてもお答えをいただきました。

○議 長

すいません、2点目。

○7番（牧島良和君）

いや、答えを先にもらったから、今3点目に振ったんでしょう。

○議 長

そうです。

○7番（牧島良和君）

国が高齢化が進む中で、そうしたやりとりをしているわけですが、ここで言っているのは、お答えいただいたのは全般称してシニアカーと言われているんです。

確かに、電動車いすとすれば、車いすの範囲だけれど、新聞の範囲でも電動自転車と書いてあって、アシストする車も対象かなと僕は読み取ったんですよ。

ですから、介護保険では電動車いすがその領域では手当てされるよとなっていたとしても、そのほか多くの方が電動車いすも、それから電動自転車も求めたいなど。

だけど、30万円も35万円もするのは大変だという方々がいられるかもしれない。

そうしたら、やっぱり町で次年度から予算化するとき、電動自転車も含めたものを町で年次計画でもって、今も常に使っている方もいらっしゃるけれども、今後の町の予算化の中で国の補助を使って、それをストックしながら、必要な方に介護保険と同じにするかどうかは別にして、やっぱり利用料をいただきながら、維持管理をしていくという、そういう仕組みを考えてみてはどうですかという訴えなのであります。

したがって、これ、シニアカーだけで電動車いすにということになると、ちょっと狭まってしまうので、これから制度の出される説明いかんにもよりますけれども、ぜひそういうことでの理解をしながら、令和2年度の予

算の組み立てにうまく入るものであれば、ぜひ入れたいという思いで訴えておりますので、その点を理解していただきたいということなのですが、いかがですか。

○議長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

本当に高齢化社会が進んでいる中で、いろいろな部分で高齢者対策というのが必要になってきていると思います。

一般の高齢者もこういったものに乗りながら、家にいないで、外へ出る、それがまたその人の健康にもつながるという考えもありますので、ぜひともこれは検討したいと。

ただ、今の段階では国がどんな形で言ってきているのか、ちょっとはつきりしませんので、それらを見ながら、検討していきたいと思います。

○議長

再々質問ございますか。

○7番（牧島良和君）

ありません。

○議長

それでは、2点目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

町の流れている河川について答弁をしているわけでありましてけれども、ご答弁いただいた内容については、いろんなローリングも含めて、上級機関に町として要請しているものだと考えております。

私が近年思うのは、たまたま地元にあつて、札の内川があつてということで、以前は町村補助、道の補助も受けながら、地域で伐採し、河川管理をしたこともありますけれども、近年は業者さんが札の内川でいうと、2回ぐらいだと思うんですけども、年次をもって伐採に入ったことがあります。これは河床、それから堰堤を含めて入れたことがあります。

担当の皆さん方も目にしておられると思いますけれども、改めてここで訴えたいのは、そういうお答えいただいた内容で進めるよということでありませぬ。

どこに順番をつけるかというのは、行政の皆さん方のお仕事になりますから、そういうことで理解をしますが、今10メートル、7メートル、8メートルのアカシヤの木が林立しているわけですね。

それで、札の内川でいうと、ずーっと護岸ブロックがされていて、そしてその護岸のへりぎりぎりにコンクリートの構築物と、それからその堰堤とのぎりぎりの境目のところに30センチからのアカシヤが物すごく林立しているわけですね。

今はまだ目にはしないんですけども、あれ、根っこがどんどんどんどん大

きくなっていくと、コンクリート構築物に対する圧力が高くなって、いずれは割れるだろうと、そう見ているんですね。

それで、そういうところを見たときに、かなりな場所がそういう状態になっています。

高さも非常に高くなっていて、議員仲間からも、いや、うちのところも台風が来ると、木が水田、田畑に入って、収穫するときに弊害になるという声も耳にしますけれども、そういう状況が今あるわけですね。

ぜひ、現場の状況を見られているとは思いますが、全体の河川管理について、ローリング調整をしながら、ぜひ早期の伐採を求めた方がよいのではないかと、改めて思っているところです。

したがいまして、今いったような認識でとらえられているのかどうかお尋ねをし、質問といたします。

○議 長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

地域の要望がありまして、そのまますぐに管理者のもとに行って、地域からこういうお話がありましたということを通じて、すぐに要望するような形ではいるんですが、なかなか維持的なことは浦臼町河川に限ったことではなくて、どの町も抱えているので、なかなかすぐにはという形にはなっていないのですが、うちの町に関しては結構要望したことはやっただいているように感じております。

先ほどちょっと答弁の方でも答えたんですが、そこら辺の現状は私どもで十分確認しておりますので、危ないところとか、そういうところについては地域に関係なく私たちの方に要望していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

○7番（牧島良和君）

よろしいです。

○議 長

いいですか。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第10 議案第46号

○議 長

日程第10、議案第46号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第46号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9,140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,745万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年12月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表債務負担行為の補正について説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為の補正です。

1. 追加

事項、浦臼町消防団本部建替事業。期間は令和元年から令和2年まで。限度額は1億8,220万円でございます。

令和2年度に建設予定の浦臼町消防団本部建替工事に関しまして、令和2年度内に完成させるため、早期工事の発注が必要となるため追加するものでございます。

引き続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出より説明申し上げます。10ページをお開き願います。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額4億9,866万円の追加でございます。25節積立金につきまして、札沼線代替輸送事業等に対するJR北海道からの支援金を札沼線代替輸送事業等基金に3億8,866万円、まちづくり支援に対する支援金を公共施設建設基金に1億1,000万円積み立てをするものでございます。

4目財産管理費、補正額96万6,000円の追加でございます。主なものは旧JR官舎の職員住宅の改修工事に係るものとして、11節需用費につきまして修繕費として30万円を追加し、15節工事請負費につきまして66万6,000円を追加し、給湯ボイラー等改修工事に係る費用を計上してございます。またその他の工事完了により執行残をあわせて減額してございます。

7目生活交通対策費、補正額700万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、JR札沼線廃線に伴い、令和2年4月1日から運行いたします浦臼月形間の代替運行に必要な車両等の初期投資に係る

費用を追加するものでございます。

8目諸費、補正額50万円の追加でございます。26節寄付金につきまして、10月に発生し、甚大な被害をもたらしました台風19号の義援金といたしまして、日本赤十字社に40万円、B&G財団に10万円、合わせて50万円を追加するものでございます。

5目選挙費、補正額145万9,000円の減額でございます。

2目町議会議員選挙費、3目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、4目参議院議員選挙における執行残でございます。

次のページをお開き願います。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、補正額124万円の追加でございます。13節委託料につきまして、広域保育委託料として1名分を追加するものでございます。

2目児童措置費、補正額42万5,000円の追加でございます。20節扶助費につきまして、見込みより出生数が増加したことにより児童手当を追加するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額318万7,000円の追加でございます。主なものは19節負担金補助及び交付金につきまして、地域介護・福祉空間整備推進交付金事業として、ゆうあいの郷の共用部分に冷暖房エアコン2台を設置する費用を振興事業補助金として追加するものでございます。

次のページをお願いします。

2項3目最終処分場管理費、補正額10万8,000円の追加でございます。放流水水中ポンプの更新に係る費用を追加するものでございます。

5款農林水産業費、1項7目地力増進施設管理費、補正額1,523万9,000円の減額でございます。主なものは19節備品購入費につきまして、容器包装廃プラスチックごみ分別収集事業の終了により減容機及び作業用車両の更新を中止したことによるものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額39万9,000円の追加でございます。主なものは11節需用費につきまして、消費者行政強化事業補助金の追加交付を受け、全戸配布する啓発用グッズの費用を追加するものでございます。

7款土木費、2項2目河川維持費、補正額78万2,000円の減額。

次のページをお開きください。

3項2目公営住宅整備費、補正額129万6,000円の減額、主に15節工事請負費につきまして、工事完了による執行残でございます。

9款教育費、2項1目学校管理教育振興費、補正額12万1,000円の追加でございます。11節需用費につきまして、浦臼小学校横のエゾエノキに設置します説明看板の費用を追加するものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額51万8,000円の減額でございます。14節使用料及び賃借料につきまして、各種事業で使用いたしますバスにつきまして、福祉バスを利用したことによる借上料の減額でございます。

2目郷土史料館費、補正額54万9,000円の減額でございます。主なものは8節報償費につきまして、タイムカプセル開封式の記念品及び本山町参加者への謝礼の執行残でございます。

次のページをお願いいたします。

11款公債費、1項1目元金、補正額34万3,000円の追加。

2目利子、補正額121万1,000円の減額でございます。10年ごとに行う借入利息の見直しによるものでございます。

歳出合計4億9,140万4,000円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

12款使用料及び手数料、1項3目産業使用料、補正額153万4,000円の追加でございます。2節公園管理使用料につきまして、鶴沼公園利用者の増加によるものでございます。

13款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、補正額297万円の追加でございます。採択内示を受けました地域介護・福祉空間整備等交付金でございます。

18款諸収入、3項2目雑入、補正額4億9,965万6,000円の追加でございます。JR北海道からの支援金でございます。

19款町債、1項4目農林水産業債、補正額1,420万円の減額でございます。廃プラスチック減容機更新事業の中止に伴うものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額95万9,000円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の4億9,140万4,000円の追加でございます。

以上が、議案第46号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

10ページの生活交通対策費の負担金代替バス運行事業者補助金の700万円の追加なんですけれども、これは今時期に必要なものなのでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年4月1日から運行するために、運輸局等の申請等もございまして、新しい車両の購入ですとか、バス停等の時刻表の設置とそれら初期投資に係る部分につきまして計上してございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

広域保育所の手当てされている部分なんですけど、以前に町内保育所に入れない方がお1人というのは報告があったかと思うんですが、今時期の支出ということはその人を充てるのかどうかというのはわからないんですけども、その人が希望する、例えば4月1日から今までの分ですよとか、そういうことでの理解をしますけれども、町内で入れなかった方へのこうした広域保育所の入所と理解し、予算の執行は、したがってこれまでの分と、11月までの分、12月までの分、そういうところでのお答えをいただきたいと思っておりますけれども。

○議 長

答弁をお願いします。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正に関しましては、10月から町外の施設に行かれた方の分、6カ月分の保育料の関係で予算計上をしたものでございます。

待機につきましては、現在も1名の待機がいるところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第46号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第46号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）

は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 7 号

○議 長

日程第 1 1、議案第 4 7 号 浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案書の 4 ページをお開きください。

議案第 4 7 号 浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定について。

浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、J R 札沼線の浦臼駅から北海道医療大学間の廃止に伴い、J R 北海道から支払われます 2 0 年分の代替輸送経費等に対する支援金を有効に活用できるよう新たに基金条例を設置するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例でございます。

第 1 条につきましては、代替輸送事業等の財政需要に充てるため、浦臼町札沼線代替輸送事業等基金を設置することを規定するものでございます。

第 2 条につきましては、基金に積み立てる額は J R 北海道から支払われる支援金の額のうち、代替輸送事業等に係る額を積み立てるものとする積立額の規定でございます。

3 条につきましては、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法によるものとする管理について規定するものでございます。

4 条につきましては、基金の運用から生じる収益は一般会計の歳入歳出に計上し、その基金に編入するものとする運用益の処理について規定するものでございます。

5 条につきましては、町長は財政上、必要があるときには確実な繰戻し方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる繰替運用に関して規定したものでございます。

6 条につきましては、基金は第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとする処分について規定するものでございます。

7 条につきましては、基金の管理に関し必要な事項について、浦臼町が定めとする委任の規定でございます。

本条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第47号 浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定についての内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第47号 浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第47号 浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第48号

○議長

日程第12、議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案書6ページをお開きください。

議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について。

浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように定める。

令和元年12月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月10日より執行されることに伴い、第2号会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例でございます。

一般職の通常職員と勤務時間が同一のフルタイムの会計年度任用職員について規定するものでございます。

第1条につきましては、第2号会計年度任用職員の給与に関する事項を定める目的について規定したものでございます。

第2条につきましては、第2号会計年度任用職員の給与は、当該会計年度任用職員に定められた正規の時間による勤務に対する報酬であり、時間外手当等を除いたものとする給与について規定し、そのほか必要な施設等の支給に関して一般職の通常職員の規定に準ずることを規定するものでございます。

3条につきましては、第2号会計年度任用職員の給与は職務内容に基づき、職務の級に応じ給与条例第4条に定める行政職給与表を準用することを規定したものでございます。

第4条につきましては、職務の級及び号給は別に定める基準に従いまして、任命権者が決定することについて規定したものでございます。

第5条につきましては、給与の支払方法について、給与条例の適用を受ける一般職の通常職員の例により、現金支払いもしくは申し出により口座振りかえとし、また給与から控除することができるものについて規定するものでございます。

次のページをお願いします。

6条につきましては、勤務しないときの給与の減額について、給与条例の適用を受ける一般職の通常職員の例によることについて規定したものでございます。

また、7条の時間外勤務手当、8条の休日勤務手当、9条の夜間勤務手当、10条の勤務1時間当たりの給与額の算出、11条の宿日直手当について、給与条例の適用を受ける一般職の通常職員の例によることについて規定するものでございます。

12条につきましては、期末手当について任期の定めが6月以上の者に対し支給し、給与条例の適用を受ける一般職の通常職員の例によることについて規定するものでございます。

2項は、任期の定めが6月に満たない場合において、1会計年度内に受ける任期の合計が6月以上になる場合は6月以上の任用職員とみなす規定でございます。

3項は、任期の満了以降において、同一の任命権者により再度任用されたとき、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する規定でございます。

次のページをお願いいたします。

13条につきましては、通勤手当について、また14条につきましては特殊勤務手当について、給与条例の適用を受ける一般職の通常職員の例によることについて規定したものでございます。

15条につきましては、休職中の給与について支給しないことについて規定するものでございます。

16条につきましては、この条例の規定に関し必要な事項は規則で定める委任の規定でございます。

附則、施行期日については、本条例につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

給与に関する特例といたしまして、この条例の施行日の前日までに任用されていた特別職、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員が引き続き同一の職務に従事する会計年度任用職員に任用された場合の給与について、年間総額が前年度に支給していた給与の年間総額に達しない場合、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができる現給保障の規定となっております。

3、期末手当に関する経過措置について、期末手当の額は給与条例第21条第2項の規定において、期末手当基準額に準ずる「100分の130」とあるのを、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は「100分の70」と令和3年4月から令和4年3月31日までの間は「100分の90」と令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間は「100分の110」とする3年間の経過措置について規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4、令和2年6月に支給する期末手当に関する在職期間の特例について、この条例の施行日前までに任用されていた特別職、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員に係る令和元年12月2日以降当該日まで引き続き従事した₁在職期間について、第12条において準用する給与条例第21条2項に規定する在職期間に通算することを規定するものでございます。

以上が、議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についての内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第49号

○議 長

日程第13、議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案書11ページをお開きください。

議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について。

浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年12月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例でございます。

一般職の通常勤務と勤務時間を異とするパートタイムの会計年度任用職員について規定するものでございます。

第1条につきましては、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定める目的について規定したものでございます。

第2条につきましては、第1号会計年度任用職員の定義について、地方自治法第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする規定とするものでございます。

第3条につきましては、第1号会計年度任用職員の報酬の額は、浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例第3条第1項に規定する職務に応じて算出する。

基準月額に次項から第4項まで規定する計算により決定することについて規定するものでございます。

第2項では、月額報酬の額の計算方法について規定し、第3項では月額報

酬の額の計算方法について規定し、第4項では時間外報酬の額の計算方法について規定してございます。

また、第5項では前3項により算定する報酬のほか時間外勤務、休日、勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給することについて規定するものでございます。

4条につきましては、正規の時間以外の時間に勤務することを命ぜられた者には時間外勤務報酬を支給することについて規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2項では、正規の勤務時間が割り当てられた日における時間外勤務の額の算出方法について規定するものでございます。

第3項では、正規勤務時間が割り振られた以外の勤務、休日勤務における時間外勤務報酬の額の算出方法について規定するものでございます。

第4項では、前3項の規定にかかわらず、週休日の振りかえにより1時間の正規勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務時間の合計が38時間45分を超えた場合の時間外勤務の算出方法について規定するものでございます。

第5項では、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1月に60時間を超えて勤務した場合の時間外勤務報酬の算出方法について規定するものでございます。

第6項では、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち時間外勤務代休時間にかえられた場合、時間外勤務報酬の算出について規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5条につきましては、休日勤務報酬の支給とすることを定め、給与条例の規定により一般職の通常勤務に支給される休日勤務手当の例によることを規定するものでございます。

6条につきましては、夜間勤務報酬を支給することを定め、給与条例の規定により一般職の通常職員に支給される夜間勤務手当の例によることを規定したものでございます。

7条につきましては、特殊勤務報酬を支給することを定め、給与条例の規定により一般職の通常職員に支給される特殊勤務手当の例によることを規定するものでございます。

8条につきましては、期末手当の支給について。次ページをお願いします。第1項第1号では6月以上の任用期間の職員または6月に満たない場合において、1会計年度内での同一任命権者により再度任用され、任用期間の合計が6月以上になる職員で基準日に在職する者に対し支給することについて規定してございます。

第2号では、期末手当の額について、報酬の月額に100分の130を乗じた額に基準日以前の6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じる割合を乗じた額とすることについて規定したものでございます。

9条につきましては、報酬の支給方法及び支給日について定め、月額報酬の職員に対する日割り計算による算定方法や報酬から控除できるものの規定、現金払いもしくは申し出により口座振りかえとすることについて規定したものでございます。

次のページをお願いいたします。

10条につきましては、勤務時間1時間当たりの報酬額の算出により、月額による報酬、日額による報酬、時間額による報酬、それぞれの計算方法について規定したものでございます。

11条につきましては、勤務時間に勤務しないときはその勤務しない1時間につき前条に規定する1時間当たりの報酬額を減額することについて規定するものでございます。

12条につきましては、職務の特殊性とその他特別の事情によりその条例の規定によることが著しく困難である職員の報酬及び期末手当について、町長が特に必要と定める場合に、3条から8条までの規定にかかわらず、規則で定めることについて規定するものでございます。

13条につきましては、通勤に係る費用弁償について、1カ月当たりの通勤回数を考慮し、給与条例の規定により一般職の通常職員に支給される通勤手当の例により支給することを規定したものでございます。

14条につきましては、出張に係る費用弁償について、浦臼町職員等の旅費に関する条例の規定により、一般職の通常勤務に支給される旅費の例により支給することを規定したものでございます。

15条につきましては、休職中の第1号会計年度任用職員については、報酬及び期末手当は支給しないことについて規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

16条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとする委任の規定でございます。

附則。

1、施行期日について、本条例につきましては令和2年4月1日から施行するものとしてございます。

2、報酬に関する特例としまして、この条例の施行日の前日まで任用されていた特別職、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員が引き続き同一の職務に従事する会計年度任用職員に任用された場合の報酬及び期末手当について、年間総額が前年に支給された報酬及び期末手当の年間総額に達しない場合に町長が定めるところにより必要な調整を行うことができる現給保障の規定となっております。

3、期末手当に関する経過措置について。期末手当の額は第8条第1項第2号の規定において、報酬の月額に乗じる100分の30とあるのを令和2年4月から令和3年3月31日までの間は100分の70と令和3年4月1日から令和4年3月31日までは100分の90と令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間は100分の110とする3年間の経過措置につ

いて規定するものでございます。

4、令和2年6月に支給する期末手当に関する在職期間の特例について、この条例の施行日の前日まで任用されていた特別職、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員に係る令和元年12月2日以降、当該期日まで引き続き従事した在职期間について、第8条において準用する給与条例第21条第2項に規定する在職期間に通算するものとする規定でございます。

以上が、議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第50号

○議 長

日程第14、議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案書18ページをお開き願います。

議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、会計年度任用職員に関する所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表により説明申し上げますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

初めに、第1条の改正です。職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

非常勤職員の勤務時間、休暇等について、任命権者の任用規定を設けるため第18条の2を追加する改正でございます。

次に、第2条の改正でございます。職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

第6条につきまして、休職の効果について会計年度任用職員に読みかえる規定として第6条を追加し、基本3年とするところを任命権者が定める任期の範囲内とする改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第3条の改正でございます。浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方公務員法の規定に基づき、第3条で定める任命権者の報告事項において報告の対象となる職員から第2号の会計年度任用職員を除く規定を追加する改正でございます。

次に、第4条の改正につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第27条につきまして、非常勤職員の給与について別に条例で定めることを追加するものでございます。

次に、第5条の改正でございます。浦臼町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第7条につきまして、育児休業している職員の期末手当の支給について。次ページをお願いいたします。第8条につきまして、復職後の方法の調整についてそれぞれ第1号の会計年度任用職員の適用を除外する規定を追加するものでございます。

次に、第6条の改正につきましては、公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第2条の職員の派遣について、地方公務員法の改正により関連条項を改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第7条の改正につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。別表で定めてございます報酬及び費用弁償につきまして、地方公務員法第3条第3項第3号に掲

げる特別職について、専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行う職で、労働性の低い職である等、条件が厳格化されたため、町内会長や交通指導員、施設の管理人など別表から削除する改正でございます。

議案書 21 ページにお戻り願います。

附則、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第 50 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5 番（折坂美鈴君）

参考資料の 1 ページです。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ということで、第 18 条の 2 において、改正前にはなかったんですけど、非常勤職員の勤務時間、休暇等について、その職務の性質などを考慮して町長の定める基準に従い、任命権者が定めることができるようになっていますが、具体的にどういうことなのかなと思ったんですけども。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

非常勤職員の勤務時間並びに休暇等につきましては、任命権者が定めるということで、先ほど提案させていただきました会計年度任用職員 1 号並びに 2 号等の条例等の整合性を保つために、こちらで委任を任命権者が定めるという形で追加をさせていただいてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 50 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第51号

○議長

日程第15、議案第51号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第51号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年浦臼町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正でございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料の7ページをお開きください。

なお、今回の改正は法改正に伴い、主に成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討し、見直しを行うための改正であり、そのために必要な文言の整理等について改正をしているものでございます。

まず、第2条の（2）では、登録資格におきまして、意思能力を有しない者という規定に改めております。

次に、第10条（3）においても、登録の抹消は意思能力を有しない者となったときという規定に改めているところでございます。

さらに、第11条では、備考欄への記録という文言を磁気ディスクの際は引き続き記録という言葉で表現しますが、備考欄への記載という表現に文言の整理を行っているところでございます。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

それでは、議案の23ページにお戻りください。

附則、この条例は令和元年12月14日から施行する。

以上が、議案第51号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第51号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第51号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第52号

○議 長

日程第16、議案第52号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第52号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、先ほど提案させていただきました議案第51号と同様に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正でございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料の8ページをごらんください。

なお、今回の改正は法改正に伴い適用される項目の番号が変更になったことによるものでございます。

第23条の2項（2）において、適用する号を第4号から第3号に改正をしているところでございます。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

それでは、議案の２５ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上が、議案第５２号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第５２号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第５２号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第５３号

○議 長

日程第１７、議案第５３号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案書２６ページをお開きください。

議案第５３号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和元年１２月１０日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、減量化施設に搬入できる対象物に浦臼町内の農業用排水路において発生した事故で死亡したエゾシカを加えるための規定

を設けるものでございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料の9ページをお開きください。

まず、第9条第1項に、3号、浦臼町内の農業用排水路における事故死により発生した野生鳥獣の死体等（以下「野生鳥獣の事故死体等」という。）を追加し、それに伴いまして、第9条第2項に「及び前項第3号の野生鳥獣等の事故死体等」を、第11条第1項及び同第1号に「及び野生鳥獣の事故死体等」をそれぞれ追加するものでございます。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

議案書27ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上が、議案第53号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての説明でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

さきにも説明をいただいたかと思うんですが、ここで言う条例の文案では、野生鳥獣という書き方をしていますから、そう理解するのですが、野生鳥獣ということだけで、この提案理由のエゾシカという固定にはならないのかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

今回のこの説明の中にはないですけれども、条例の中で野生鳥獣というのはエゾシカに限ると別の項目で決めてありますので、今回はこの条文の中には出てきませんが、野生鳥獣というのはエゾシカのことだとしてあります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第53号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第53号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第54号

○議 長

日程第18、議案第54号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案書28ページをごらんください。

議案第54号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例について。

浦臼町下水道条例（平成13年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由を説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、排水設備指定工事店の指定等に係る欠格条項について所要の改正を行うとともに、規定の整備をたく、改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明しますので、別冊参考資料10ページをお開き願います。

初めに、条例条文の語を細分化する際の表記をイロハニからアイウエオに他条例と同様に定めるものでございます。

次に、指定の基準、第6条の3第4号アに今回の法整備の趣旨を踏まえ、指定基準に係る欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除し、同号エに「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の文言を追加し、以下を繰り下げるものでございます。

次に、責任技術者の資格第6条の5、1号を第6条3号と同様に欠格条件から成年被後見人及び被保佐人を削除し、2号に「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営む当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の文言を追加し、以下を繰り下げるものでございます。

議案書29ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第54号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第54号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第54号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第55号

○議 長

日程第19、議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案書30ページになります。

議案第55号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和元年12月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

1. 名称・種類・数量 診療所医療機器 X線透視撮影システム 1式
2. 契約の目的 浦臼町立診療所医療機器の更新
3. 契約方法 指名競争入札
4. 契約金額 2,497万円（内消費税額227万円）
5. 契約の相手方 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5
株式会社竹山 代表取締役土田拓也
代理人 砂川市西3条北5丁目9

株式会社竹山 空知支店 支店長小堀大和

以上が、議案第55号 財産の取得についてでございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第55号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第55号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第20 選挙第11号

○議長

日程第20、選挙第11号 浦臼町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙管理委員及び同補充員の選挙は、地方自治法第181条及び第182条の規定により、委員4名、補充員4名とすることに定められております。

お諮りします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、尾崎克仁君、三原良子君、佐藤忠一君、酒本博昭君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました尾崎克仁君、三原良子君、佐藤忠一君、酒本博昭君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、初山勇三君、第2順位、吉永敏郎君、第3順位、加藤正一君、第4順位、森博孝君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、初山勇三君、第2順位、吉永敏郎君、第3順位、加藤正一君、第4順位、森博孝君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第21 意見書案第2号

○議 長

日程第21、意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については原案のとおり採決されました。

◎日程第22 所管事務調査

○議 長

日程第22、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和元年第4回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時38分